

日本冶金工業株式会社

第 138 期 定時株主総会 招 集 ご 通 知

目次

第138期定時株主総会招集ご通知・・・・・・・・	1
株主総会参考書類・・・・・・・・	6
（添付書類）	
事業報告・・・・・・・・	42
連結計算書類・・・・・・・・	67
計算書類・・・・・・・・	70
監査報告書・・・・・・・・	73



日本冶金工業株式会社

開催日時

2020年6月25日（木曜日）

午前10時（受付開始：午前9時）

開催場所

神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号

かわさき双輪荘1階

議案

- 第1号議案 剰余金の処分の件
- 第2号議案 取締役3名選任の件
- 第3号議案 監査役1名選任の件
- 第4号議案 補欠監査役1名選任の件
- 第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する
対応方針（買収防衛策）継続の件

株主各位

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主の皆様には、本総会当日のご来場をお控えいただき、できるだけ議決権行使書またはインターネット等により議決権を行ってくださいようお願い申し上げます。



議決権行使書 議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）

午後5時30分到着分まで



インターネット等 議決権行使期限

2020年6月24日（水曜日）

午後5時30分行使分まで

証券コード 5480
2020年6月8日

株 主 各 位

東京都中央区京橋一丁目5番8号
日本冶金工業株式会社
代表取締役 久保田 尚志
社 長

第138期定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚く御礼申し上げます。

さて、当社第138期定時株主総会を下記により開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止の観点から、株主の皆様には、本総会当日のご来場をお控えいただき、後記の株主総会参考書類をご検討の上、できるだけ議決権行使書または電磁的方法（インターネット等）により議決権を行使くださいますようお願い申し上げます。
議決権行使方法についてのご案内は3頁から5頁をご覧ください。

敬 具

記

- | | |
|-----------------|--|
| 1. 日 時 | 2020年6月25日（木曜日）午前10時 |
| 2. 場 所 | 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘1階
(末尾の会場ご案内略図をご参照ください) |
| 3. 目的事項
報告事項 | 1. 第138期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）事業報告、連結
計算書類ならびに会計監査人および監査役会の連結計算書類監査結果報告の件
2. 第138期（自2019年4月1日 至2020年3月31日）計算書類報告の
件 |
| 決議事項 | |
| 第1号議案 | 剰余金の処分の件 |
| 第2号議案 | 取締役3名選任の件 |
| 第3号議案 | 監査役1名選任の件 |
| 第4号議案 | 補欠監査役1名選任の件 |
| 第5号議案 | 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件 |

以 上

◎当日ご出席の際は、お手数ながら同封の議決権行使書を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。また、資源節約のため、この「招集ご通知」をご持参くださいますようお願い申し上げます。

◎本招集ご通知の事業報告、連結計算書類、計算書類ならびに株主総会参考書類の記載事項を修正する必要がある場合は、修正後の事項をインターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyk.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

◎ウェブ開示に関する事項

次の事項につきましては、法令ならびに当社定款第17条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyk.co.jp/>) に掲載しておりますので、本招集ご通知には記載しておりません。

①連結計算書類の連結注記表

②計算書類の個別注記表

なお、監査役が監査報告書を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類および計算書類には、本招集ご通知の添付書類記載のものその他、この「連結注記表」、「個別注記表」として表示すべきものも含まれております。

◎議決権の重複行使

①議決権行使書と電磁的方法（インターネット等）により、二重に議決権を行使された場合は、電磁的方法により行使されたものを有効な議決権行使として取り扱わせていただきます。

②電磁的方法（インターネット等）によって、複数回、議決権を行使された場合は、最後に行使されたものを有効な議決権行使手段として取り扱わせていただきます。

◎決議結果につきましては、書面による決議通知のご送付に代えて、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyk.co.jp/>) に掲載いたしますのでご了承ください。

【ご注意等】

1. 当日ご出席される場合は、必ず、マスクをご着用願います。着用されない場合、ご出席をお断りする場合がございます。
2. 来場された株主様が体調不良と見受けられた場合、ご出席をお断りする場合がございます。
3. 会場の座席間隔を広くするため、十分な座席数を確保できず、ご着席いただけない場合、または入場いただけない場合がございます。
4. 本招集ご通知の記載事項につきまして、ご質問がある株主様は、後記メールアドレス宛に、電子メールにてその内容をお送りください。株主の皆様の関心が高い内容につきまして、後日、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyk.co.jp/>) に回答を掲載いたします。なお、個別の回答はいたしかねますので、ご了承ください。
メールアドレス：yakin.soukai@nyk.jp
送信期限：2020年6月24日（水）午後5時30分
5. その他の新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止に係る対応および株主総会運営に関する変更につきましては、インターネット上の当社ウェブサイト (<http://www.nyk.co.jp/>) に掲載いたします。

議決権の行使方法についてのご案内

議決権は、以下の方法により行使いただくことができます。



■ 株主総会にご出席される場合

議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。（ご捺印は不要です。）

日 時 2020年6月25日（木曜日） 午前10時（受付開始：午前9時）

場 所 かわさき双輪荘1階（末尾の会場ご案内略図をご参照ください）



■ 郵送で議決権を行使される場合

行使期限 2020年6月24日（水曜日） 午後5時30分到着分まで

同封の議決権行使書用紙に議案に対する賛否をご表示のうえ、切手を貼らずにご投函ください。



■ インターネットで議決権を行使される場合

行使期限 2020年6月24日（水曜日） 午後5時30分行使分まで

当社の指定する議決権行使サイトにアクセスいただき、行使期限までにご行ってください。

議決権行使サイト： <https://evote.tr.mufg.jp/>

インターネットによる行使方法の詳細は次頁をご覧ください ▶▶▶

■ 議決権電子行使プラットフォームについて ～機関投資家の皆様へ～

当社は、株式会社ICJが運営する「議決権電子行使プラットフォーム」に参加しております。管理信託銀行等の名義株主様がご利用を事前に申し込まれた場合には、ご利用いただけます。

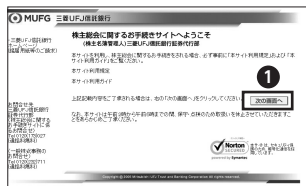
インターネットによる行使方法

2020年6月24日（水曜日）午後5時30分行使分まで

インターネットによる議決権行使は、スマートフォンまたはパソコン等から議決権行使ウェブサイトにアクセスいただき、画面の案内に従って行使していただきますようお願いいたします。

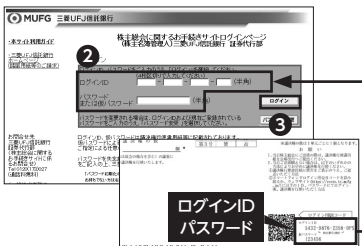
① 議決権行使サイトへアクセス

(https://evote.tr.mufg.jp/)



① 「次の画面へ」をクリック

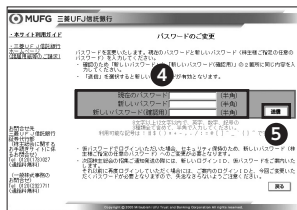
② ログインする



② お手元の議決権行使書紙の右下に記載された「ログインID」及び「仮パスワード」を入力。
(株主総会招集の都度、新しい「ログインID」及び「仮パスワード」をご通知します。)

③ 「ログイン」をクリック

③ パスワードを登録



④ 新しいパスワードを「新規パスワード入力欄」と「確認用パスワード入力欄」の両方に入力。
新しいパスワードはお忘れにならないようご注意ください。

⑤ 「送信」をクリック

以降は画面の入力案内に従ってご入力ください。

■ 議決権行使サイトについて

- (1) インターネットによる議決権行使は、パソコンまたは、スマートフォンから、当社の指定する議決権行使サイト(https://evote.tr.mufg.jp/)にアクセスしていただくことによるのみ実施可能です。(ただし、毎日午前2時から午前5時まででは取り扱いを休止します。)
- (2) インターネット接続にファイアーウォール等を使用されている場合、アンチウイルスソフトを設定されている場合、proxyサーバーをご利用の場合等、株主様のインターネット利用環境によっては、ご利用できない場合もございます。

■ 議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用について

議決権行使サイトへのアクセスに際して発生する費用（インターネット接続料金等）は、株主様のご負担となります。

■ 複数回にわたり行使された場合の議決権の取り扱い

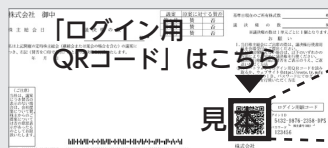
- (1) 郵送とインターネットにより重複して議決権を行使された場合は、インターネットによる議決権行使の内容を有効として取り扱わせていただきますのでご了承ください。
- (2) インターネットにより複数回にわたり議決権を行使された場合は、最後に行使された内容を有効とさせていただきます。

スマートフォンの場合 QRコードを読み取る方法

「ログイン用QRコード」を読み取りいただくことで、「ログインID」および「仮パスワード」が入力不要でログインいただけます。

※下記方法での議決権行使は1回に限ります。

① QRコードを読み取る



議決権行使書副票（右側）

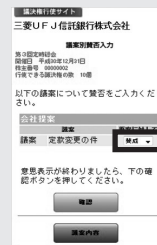
お手持ちのスマートフォンにて、同封の議決権行使書副票（右側）に記載の「ログイン用QRコード」を読み取る。

② 議決権行使方法を選ぶ

議案賛否方法の選択画面が表示されるので、議決権行使方法を選ぶ。

2回目以降は、QRコードを読み取っても「ログインID」「仮パスワード」の入力が必要になります。
スマートフォン機種によりQRコードでのログインができない場合があります。
QRコードでのログインができない場合には、前頁に記載の議決権行使サイトにアクセスする方法にて議決権行使を行ってください。

③ 各議案の賛否を選択



画面の案内に従って各議案の賛否を選択。

画面の案内に従って行使完了です。

2回目以降のログインの際は…
前頁に記載のご案内に従ってログインしてください。

システム等に関するお問い合わせ

三菱UFJ信託銀行株式会社 証券代行部（ヘルプデスク）

☎ 0120-173-027（通話料無料）
受付時間 9:00～21:00

第1号議案 剰余金の処分の件

当社は、事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを配慮しつつ、更なる財務体質の強化を図りながら、安定的に実施することを基本方針としております。本方針に則り、以下のとおり配当を実施したいと存じます。

期末配当に関する事項

- (1) 配当財産の種類
金銭
- (2) 配当財産の割当てに関する事項およびその総額
当社普通株式 1株につき金30円
配当総額 455,470,050円
- (3) 剰余金の配当が効力を生じる日
2020年6月26日

第2号議案 取締役3名選任の件

本総会終結の時をもって、取締役 久保田尚志、堀内晃、道林孝司の3氏が任期満了となりますので、取締役3名の選任をお願いするものであります。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者 番 号	氏 名 (生年月日)	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
1	久 保 田 尚 志 (1955年3月16日生)	1978年4月 当社入社 2004年12月 当社経理部長 2008年6月 当社取締役経理部長 2010年6月 当社常務取締役経理部長 2012年6月 当社取締役常務執行役員経理部長 2013年6月 当社取締役常務執行役員 2016年6月 当社代表取締役専務執行役員営業本部長 2018年4月 当社代表取締役執行役員副社長営業本部長 2019年4月 当社代表取締役社長執行役員社長（現任）	8,829株
	【取締役候補者とした理由】 候補者は、経営企画部、経理部、総務部の担当役員、営業本部長等を経験し、当社の経営に関する豊富な経験と知識を有しております。昨年4月代表取締役社長執行役員社長に就任し、2020年度から3ヶ年の「中期経営計画2020」を取り纏め、本計画の目指す姿の実現に向け経営をリードしております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、引き続き取締役候補者としております。		
2	新 任 伊 藤 真 平 (1962年1月10日生)	1984年4月 当社入社 2005年4月 当社広島支店長 2010年4月 当社大阪支店長 2016年4月 当社営業本部副本部長 2017年4月 当社執行役員営業本部副本部長 2019年4月 当社常務執行役員営業本部長（現任）	2,647株
	【取締役候補者とした理由】 候補者は、広島支店長、大阪支店長等を経験し、当社の販売部門における豊富な経験と知識を有しております。昨年4月常務執行役員営業本部長に就任し、将来に向けた高機能材拡販、ステンレス一般材における顧客基盤の強化、収益基盤の強化等、「中期経営計画2020」の重要な販売戦略をリードしております。これらの豊富な経験と実績は、取締役会の意思決定に資するとともに、当社の企業価値向上に寄与することが期待されるため、取締役候補者としております。		

候補者 番 号	ふり 氏 (生年月日) がな 名	略 歴、当 社 に お け る 地 位、担 当 (重 要 な 兼 職 の 状 況)	所有する当社の株式の数
3	みち ばやし たかし 道 林 孝 司 (1951年8月21日生)	1975年 4 月 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社 1997年 6 月 同社本社経営企画部海外事業企画グループマネージャー 1999年 7 月 サイアム・ユナイテッド・スチール社出向（社長室長） 2005年 4 月 日本重化学工業株式会社顧問 2006年 6 月 同社常務取締役 2008年 6 月 同社専務取締役 2010年 6 月 同社代表取締役社長 2014年 6 月 同社特別顧問 2016年 6 月 当社社外取締役（現任）	740株
	【社外取締役候補者とした理由】 候補者は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しており、その知識と経験を活かし、当社経営に対して有益な意見や指摘をいただくため、社外取締役候補者としております。		

- (注) 1 各候補者と当社との間には特別な利害関係はありません。
- 2 候補者 道林孝司氏は、社外取締役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく、独立役員の要件を満たしていることから、同氏の選任が承認された場合は、引き続き独立役員とする予定であります。
- 3 道林孝司氏は、現在、当社の社外取締役であります。社外取締役としての在任期間は、本総会終結の時をもって4年となります。
- 4 道林孝司氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第3号議案 監査役1名選任の件

本総会終結の時をもって、監査役 岸木雅彦氏が任期満了となりますので、監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては監査役会の同意を得ております。

監査役候補者は、次のとおりであります。

氏名 (生年月日)	略歴、当社における地位 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
新任 川端泰司 (1955年12月9日生)	1979年4月 日本精線株式会社入社 2007年6月 同社販売企画部長 2010年4月 同社執行役員東京支店長 2014年4月 同社執行役員大阪支店長 2014年5月 同社常務執行役員大阪支店長 2015年1月 同社常務執行役員 2016年6月 同社取締役常務執行役員 2019年4月 同社取締役 2019年6月 同社顧問（現任）	0株
【社外監査役候補者とした理由】 候補者は、企業経営に関する豊富な経験と幅広い知識を有しております。これらの知見を活かし、当社に対して、的確な助言と監査をしていただくため、社外監査役候補者としております。		

- (注) 1 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
- 2 候補者 川端泰司氏は、社外監査役候補者であり、東京証券取引所の定めに基づく、独立役員の要件を満たしていることから、同氏の選任が承認された場合は、独立役員とする予定であります。
- 3 日本精線株式会社と当社との間に直近事業年度における取引はありません。
- 4 川端泰司氏が選任された場合、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第4号議案 補欠監査役1名選任の件

法令に定める監査役の員数を欠くことになる場合に備え、補欠監査役1名の選任をお願いするものであります。

なお、本議案に関しましては、監査役会の同意を得ております。

補欠監査役の候補者は、次のとおりであります。

ふりがな氏名 (生年月日)	略歴 (重要な兼職の状況)	所有する当社の株式の数
ほし かわ のぶ ゆき 星 川 信 行 (1970年8月15日生)	2002年4月 最高裁判所司法研修所司法修習生 2003年10月 弁護士登録（第二東京弁護士会） 弁護士法人星川法律事務所入所 現在に至る	0株
【補欠の社外監査役候補者とした理由】 候補者は、監査役に就任された場合に、弁護士として培われた法律知識を主にコンプライアンスの観点から当社の監査体制に活かしていただくため、補欠の社外監査役候補者としております。		

- (注) 1 候補者と当社との間には特別の利害関係はありません。
2 候補者星川信行氏は、補欠の社外監査役候補者であります。
3 星川信行氏は、直接、企業経営に関与した経験はありませんが、弁護士としてコーポレートガバナンスを含む企業法務に精通し、企業経営を統治する十分な見識を有しており、社外監査役としての職務を適切に遂行していただけるものと判断しております。
4 星川信行氏が監査役に就任された場合には、当社は同氏との間で会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結する予定であります。

第5号議案 当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件

当社は、2017年5月9日に開催の当社取締役会において、当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「原対応方針」といいます。原対応方針の概要につきましては、後記の事業報告の6. (3)「基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要」63頁から65頁をご参照ください。）の導入を決定の上、同日付で公表し、また、当社定款第13条に基づき、同年6月28日に開催の当社第135期定時株主総会において、原対応方針の導入に関する議案につき、出席株主の皆様のご賛同を得て承認可決していただいております。その後引き続き、当社は、関連法令等の改正等の動向を注視しつつ、また、昨今の社会・経済情勢の変化や買収防衛策に関する議論の動向等を踏まえ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益をより一層確保し、向上させるための取組みとして、原対応方針の継続の是非も含め、その内容について更なる検討を進めてまいりました。

かかる検討の結果として、当社は、

- ①わが国の公開買付制度では、株主の皆様が大規模な株式の買付行為に応じるか否かをご判断するなどのために必要な情報と時間が十分に確保されているとはいえないこと、
 - ②近年、わが国の資本市場においては、対象となる企業の経営陣との協議や合意のプロセスを経ることなく、いわば敵対的に、突如として一方的に大規模な株式の買付行為を強行するといった動きが顕在化していること、および、
 - ③近年の鉄鋼業界の再編により、わが国においてニッケル系ステンレスを供給するメーカーは当社を含め実質2社のみとなり、また、当社の製造する高機能材(ニッケルを20%以上含有する板、帯製品)は、様々な分野において欠くことのできない産業素材となっており、上記②のような株式の買付行為により当社事業の円滑な遂行に支障が生じれば、安定的な製品供給が阻害され、顧客の事業活動に重大な影響を与える可能性があることを踏まえ、
- 当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、当社株式の大規模買付行為に対する対応方針の導入を継続する必要があると判断いたしました。

そのため、当社は、2020年5月8日に開催の当社取締役会において、本総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本総会の終結時に有効期間が満了する原対応方針に替えて、下記の対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入することを決定いたしました。そこで、当社定款第13条に基づき、本対応方針の導入に関して、ご承認をお願いするものです。なお、本対応方針は、本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として本総会の終結時に導入されるものであり、当該時点までは、原対応方針が効力を有します。

また、本対応方針の有効期間は、2023年6月に開催予定の当社第141期定時株主総会の終結時までといたします。

本対応方針の内容につき、原対応方針からの主な変更点等は、以下のとおりです。

- ・ 大規模買付行為の定義を一部見直しました。
- ・ 大規模買付行為が大規模買付ルール（下記2.（1）（ii）において定義されます。以下同じです。）に従って行われる場合に株主意思確認株主総会（下記2.（2）（i）（ア）②において定義されます。以下同じです。）の決議によることなく当社取締役会の判断によって対抗措置を発動できる場合を、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合（いわゆる高裁四類型および強圧的二段階買収の5つの類型。別紙1参照）のいずれかに該当すると判断される場合に限定いたしました。
- ・ 本対応方針導入時の特別委員会（下記2.（3）（i）（ア）をご参照下さい。以下同じです。）の委員には、当社の独立役員である社外取締役および社外監査役を選任することとし、特別委員会の委員を一部変更いたしました。
- ・ その他、本対応方針がより分かりやすいものとなるよう、所定の文言につき表現を修正いたしました。

(ご参考①)

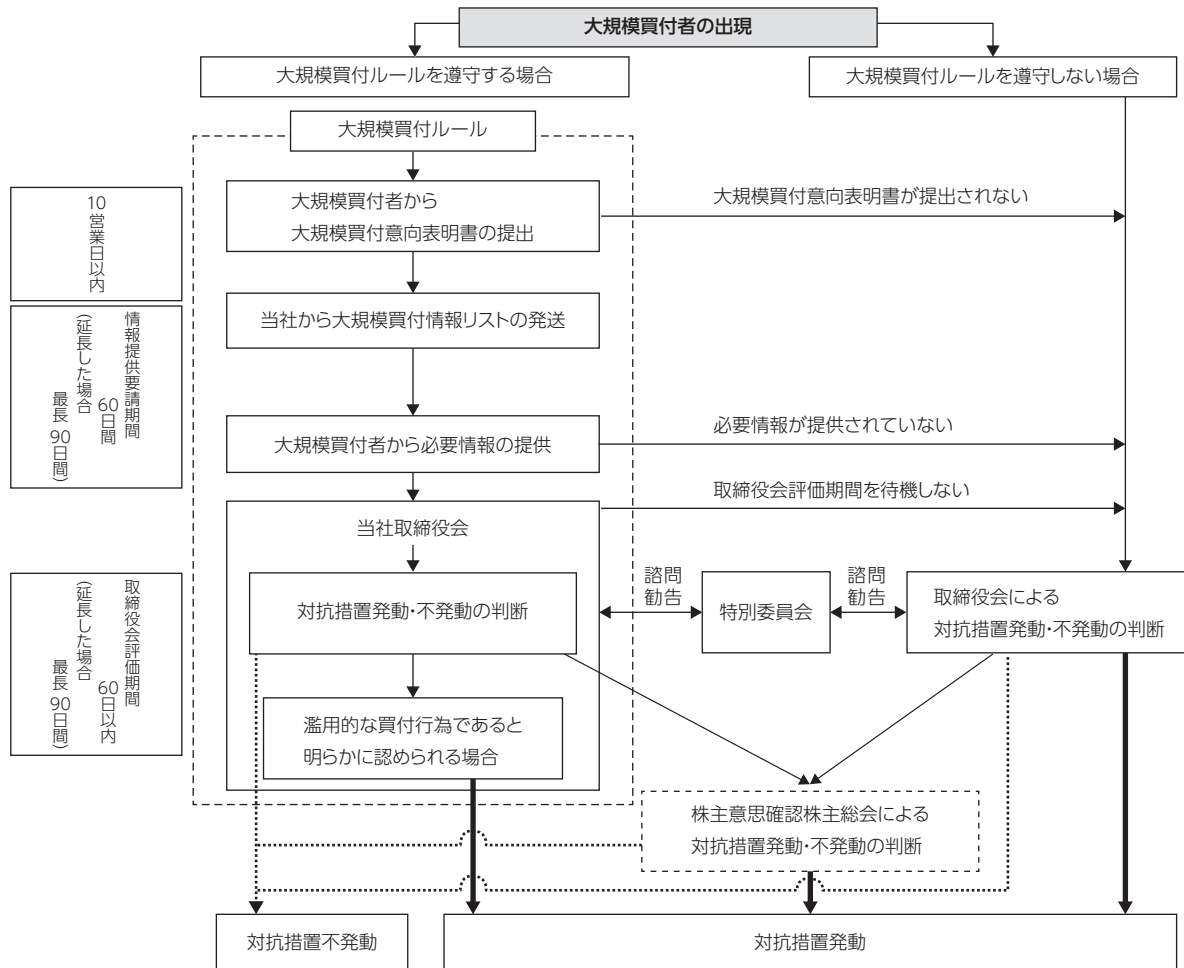
原対応方針からの主な変更点

項目	原対応方針	本対応方針
大規模買付行為の定義 (2 .(1) (i))	①保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け ②公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け	左記①②に加えて、 ③株券等の特定の保有者との間に共同保有者に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、または当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係を形成する行為 (但し、当該特定の保有者と当該他の保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となるような場合に限る)
大規模買付行為が大規模買付ルールに従って行われる場合に株主意思確認株主総会の決議によることなく取締役会の判断によって対抗措置を発動できる場合 (2 .(2) (i) (イ))	いわゆる高裁四類型および強圧的二段階買収の5つの類型に加えて、その他の当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合も含む	濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合として、いわゆる高裁四類型および強圧的二段階買収の5つの類型に限定
対応方針導入時の特別委員会の委員の構成 (別紙5)	当社の独立社外取締役に加え、社外の有識者も選任	当社の独立役員である社外取締役および社外監査役のみを選任

※ この表は、あくまで原対応方針からの主な変更点をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにすぎず、本対応方針の詳細については、本文をご参照下さい。

(ご参考②)

「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針」に係るフローチャート



※ 特別委員会に対する対抗措置発動の諮問は、取締役会評価期間内に行われることもありえます。

このフローチャートは、あくまで本対応方針の概要をわかりやすく説明するための参考とするために作成されたものにすぎず、本対応方針の詳細については、本文をご参照下さい。

記

1. 本対応方針導入の目的

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下のとおり、本対応方針を導入いたします。本対応方針の導入に関する当社の考え方の詳細は、以下のとおりです。

当社は製品の原料たるフェロニッケルから高級ステンレス鋼・高ニッケル合金までを一貫生産するわが国唯一のメーカーであり、その事業は幅広い範囲に及んでおり、また当社の企業価値の源泉は、当社の技術力・開発力、ビジネスモデル、様々な利害関係者との強固な信頼関係等多岐に亘っています。また、当社は、中期経営計画に基づく取組み等の当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針（以下「基本方針」といいます。）の実現に資する様々な取組みを現に実施しております。

したがって、当社が大規模買付者（下記2. (1) (i) において定義されます。以下同じです。）から大規模買付行為の提案を受けた場合に、株主の皆様が、これらの当社の事業の状況・当社の企業価値の源泉、および当社が現に実施している様々な取組みを踏まえた当社の企業価値、ならびに具体的な買付提案の条件・方法等を十分に理解された上で、当該大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を短期間のうちに適切に行うことは、極めて困難であると考えられます。

そのため、株主の皆様がかかる大規模買付行為の提案に応じるか否かのご判断を適切に行うためには、大規模買付者から一方的に提供される情報のみならず、現に当社の経営を担って当社の事業および上記の様々な取組みの内容に精通している当社取締役会から提供される情報、ならびに当該大規模買付行為に関する当社取締役会の意見等を含む十分な情報が株主の皆様に対して提供されることが必要であるとともに、株主の皆様がその情報を熟慮するための十分な時間が確保されることが不可欠であると考えております。また、当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上の観点から大規模買付行為の条件・方法を変更・改善させる必要があると判断する場合には、大規模買付行為の条件・方法について、大規模買付者と交渉するとともに、代替案の提示等を行う必要もあると考えておりますので、そのために必要な時間も確保されるべきであります。

さらに、当社取締役会は、大規模買付者の有する大規模買付行為後の当社の経営方針等を含め当該大規模買付行為の条件・方法等が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上に資するものであるか否かを評価・検討した結果として、当該大規模買付行為が、当社株式を買い集め、多数派株主として自己の利益の追求のみを目的として濫用的な会社運営を行うことを意図したものであったり、株主の皆様に当社株式の売却を事実上強要し、または、株主の皆様が当該買付けの条件・方法等について検討し、当社取締役会が代替案の提示等を行うための十分な時間を確保しないものである等の当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なうものであると判断される場合には、当該大規模買付行為に対して必要且つ相当な対抗措置を講じる必要もあるものと考えます。

したがって、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、本対応方針を導入することを決定いたしました。本対応方針は、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動することとしています。

なお、本対応方針における対抗措置の発動は、株主の皆様のご意思に依拠する仕組みになっております。即ち、下記2.(2)(i)(イ)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う限り、対抗措置の発動は、濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合を除き、必ず株主意思確認株主総会の決議に従い、株主の皆様のご意思に基づいて行われることとなります。また、当社取締役会の判断によって対抗措置を発動できるのは、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合(別紙1に掲げる5つの場合に限られます。)のいずれかに該当すると判断される場合であって、且つ、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対する諮問手続を経た場合に限定されております。

以上のとおり、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。

なお、当社取締役会による本対応方針導入の決定時点におきましては、特定の第三者より当社取締役会に対して当社株式の大規模買付行為に該当する行為に関する提案がなされている事実はありません。また、当社の大株主および大量保有報告書の提出の状況につきましては、別紙2をご参照下さい。

2. 本対応方針の内容

(1) 大規模買付ルールの設定

(i) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、次の①乃至③に該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

- ① 当社が発行者である株券等¹について、保有者²の株券等保有割合³の合計が20%以上となる買付け
- ② 当社が発行者である株券等⁴について、公開買付け⁵に係る株券等の株券等所有割合⁶およびその特別関係者⁷の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付け
- ③ 上記①または②に定める行為がなされたか否かにかかわらず、当社が発行者である株券等の特定の保有者と当社が発行者である株券等の他の保有者（複数である場合を含みます。以下本③において同じです。）との間に共同保有者⁸に該当することとなるような関係を形成する合意その他の行為、または当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配もしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係⁹を形成する行為¹⁰（但し、当社が発行者である株券等につき当該特定の保有者の株券等保有割合と当該他の保有者の株券等保有割合との合計が20%以上となるような場合に限りします。）。なお、本③に該当する行為（以下「大規模買付行為③」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、当該特定の保有者、当該他の保有者および上記行為をするその他の者はいずれも「大規模買付者」に該当するとみなして、本対応方針が適用されるものとします。

(ii) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

まず、大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を日本語で記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

具体的には、大規模買付意向表明書には、以下の事項を記載していただきます。

(ア) 大規模買付者の概要

- ① 氏名または名称および住所または所在地
- ② 代表者の氏名
- ③ 会社等の目的および事業の内容
- ④ 大株主または大口出資者（所有株式数または出資割合上位10名）の概要
- ⑤ 国内連絡先
- ⑥ 設立準拠法

(イ) 大規模買付者が現に保有する当社の株券等の数、および、大規模買付意向表明書提出日前60日間における大規模買付者の当社の株券等の取引状況

(ウ) 大規模買付者が提案する大規模買付行為の概要（大規模買付者が大規模買付行為により取得を予定する当社の株券等の種類および数、ならびに大規模買付行為の目的の概要（支配権取得もしくは経営参加、純投資もしくは政策投資、大規模買付行為後の当社の株券等の第三者への譲渡等、または重要提案行為等¹¹を行うことその他の目的がある場合には、その旨および概要。なお、目的が複数ある場合にはそのすべてを記載していただきます。）を含みます。）

(エ) 大規模買付ルールに従う旨の誓約

なお、大規模買付意向表明書の提出にあたっては、商業登記簿謄本、定款の写しその他の大規模買付者の存在を証明する書類（外国語の場合には、日本語訳を含みます。）を添付していただきます。

(iii) 大規模買付情報の提供

上記（ii）の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、以下の手順に従い、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を日本語で提供していただきます。

まず、当社は、大規模買付者に対して、大規模買付意向表明書を提出していただいた日から10営業日¹²（初日不算入）以内に、当初提供していただくべき情報を記載した大規模買付情報リストを上記（ii）（ア）⑤の国内連絡先宛に発送いたしますので、大規模買付者には、かかる大規模買付情報リストに従って十分な情報を当社に提供していただきます。

また、上記の大規模買付情報リストに従い大規模買付者から提供していただいた情報では、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして、株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために不十分であると当社取締役会が当社取締役会から独立した財務アドバイザー、弁護士、税理士、公認会計士その他の専門家等（以下「外部専門家等」といいます。）の助言を得た上で合理的に判断する場合には、当社取締役会が別途請求する追加の情報を大規模買付者から提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、大規模買付情報リストの発送後60日間（初日不算入）を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記（iv）において定義されます。以下同じです。）を開始するものとします。但し、大規模買付者から合理的な理由に基づく延長要請があった場合には、情報提供要請期間を必要に応じて最長30日間延長することができるものとします。他方、当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと客観的に合理的に判断する場合には、情報提供要請期間満了前であっても、直ちに情報提供要請期間を終了し、取締役会評価期間を開始するものとします。また、当社取締役会は、大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請する都度、必要に応じて、大規模買付者による情報提供に期限を設定する場合があります。

なお、以下の各項目に関する情報は、原則として大規模買付情報リストの一部に含まれるものとしますが、大規模買付情報リストに含まれる情報の具体的な内容については、当社取締役会が、外部専門家等の助言を得た上で、当該大規模買付行為の内容および態様等に照らして合理的に決定します。

また、大規模買付者が大規模買付情報リストに記載された項目に係る情報の一部について提供できない場合には、当社は、大規模買付者に対して、当該情報を提供できない理由を具体的に示していただくよう求めます。

- ① 大規模買付者およびそのグループの詳細（沿革、過去の投資実績、資本金の額または出資金の額、発行済株式の総数、役員の氏名、職歴および所有株式の数その他の会社等の状況、ならびに直近2事業年度の財政状態、経営成績その他の経理の状況を含みます。）
- ② 大規模買付行為の目的（大規模買付意向表明書において開示していただいた目的の具体的内容）、方法および内容（大規模買付行為の適法性（法令上必要となる許認可等の取得の見込みや外国為替及び外国貿易法その他の法令に基づく規制事項の履践・遵守の状況を含みます。以下同じです。）に関する意見を含みます。）

- ③ 買付対価の種類および金額（有価証券等を対価とする場合には、当該有価証券等の種類および交換比率、有価証券等および金銭を対価とする場合には、当該有価証券等の種類、交換比率および金銭の額を記載していただきます。）、ならびに当該金額の算定の基礎および経緯（算定の基礎については、算定根拠を具体的に記載し、当該金額が時価と異なる場合や大規模買付者が最近行った取引の価格と異なる場合には、その差額の内容も記載していただきます。また、株券等の種類に応じた買付価格の価額の差について、換算の考え方等の内容も具体的に記載していただきます。算定の経緯については、算定の際に第三者の意見を聴取した場合に、当該第三者の名称、意見の概要および当該意見を踏まえて金額を決定するに至った経緯を具体的に記載していただきます。）
- ④ 大規模買付行為に要する資金の調達状況、および当該資金の調達先の概要（預金の場合は、預金の種類別の残高、借入金の場合は、借入金の額、借入先の業種等、借入契約の内容、その他の資金調達方法による場合は、その内容、調達金額、調達先の業種等を含みます。）
- ⑤ 大規模買付者が既に保有する当社の株券等に関する貸借契約、担保契約、売戻し契約、売上の予約その他の重要な契約または取決め（以下「担保契約等」といいます。）がある場合には、その契約の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等の具体的内容
- ⑥ 大規模買付者が大規模買付行為において取得を予定する当社の株券等に関する担保契約等の締結その他の第三者との間の合意の予定がある場合には、予定している担保契約等その他の第三者との間の合意の種類、契約の相手方、契約の対象となっている株券等の数量等の当該担保契約等その他の第三者との間の合意の具体的内容
- ⑦ 支配権取得または経営参加を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の完了後に企図する当社および当社グループの支配権取得または経営参加の方法、当社事業に係る業界の今後の見通しや当該業界における当社の位置付けに関する認識、ならびに支配権取得後の経営方針または経営参加後の計画。組織再編、企業集団の再編、解散、重要な財産の処分または譲受け、多額の借財、代表取締役等の選定または解職、役員の構成の変更、配当・資本政策に関する重要な変更、その他当社および当社グループの経営方針に対して重大な変更を加え、または重大な影響を及ぼす行為を予定している場合には、その内容および必要性
- ⑧ 純投資または政策投資を大規模買付行為の目的とする場合には、大規模買付行為の後の株券等の保有方針、売買方針その他の投下資本の回収方針、および議決権の行使方針、ならびにそれらの理由。長期的な資本提携を目的とする政策投資として大規模買付行為を行う場合には、その必要性

- ⑨ 重要提案行為等を行うことを大規模買付行為の目的とする場合、または大規模買付行為の後に重要提案行為等を行う可能性がある場合には、当該重要提案行為等の目的、内容、必要性および時期、ならびにいかなる場合において当該重要提案行為等を行うかに関する情報
- ⑩ 大規模買付行為の後、当社の株券等をさらに取得する予定がある場合には、その理由およびその内容
- ⑪ 大規模買付行為の後、当社の株券等が上場廃止となる見込みがある場合には、その旨および理由
- ⑫ 大規模買付行為に際しての第三者との間における意思連絡が存在する場合には、その目的および内容ならびに当該第三者の概要（氏名または名称、住所または所在地、代表者の氏名、大株主または大口出資者の概要、国内連絡先、設立準拠法を含みます。）
- ⑬ 当社の従業員、取引先、顧客、地域社会その他の当社の利害関係者との関係を大規模買付行為の完了後に変更する予定がある場合には、その具体的内容
- ⑭ 大規模買付者が当社および当社グループの事業と同種の事業を営んでいる場合には、大規模買付行為の完了後における独占禁止法または海外競争法に照らした適法性についての考え方
- ⑮ 当社の他の株主との間の利益相反を回避するための方策の内容
- ⑯ 反社会的勢力との関係に関する情報

なお、当社は、大規模買付行為の提案があった事実および大規模買付者から提供された情報（大規模買付情報リストにより提供を求めた情報のうち大規模買付者から提供されなかったものについては、当該情報および当該不提供の理由を含みます。以下同じです。）が株主の皆様のご判断に必要であると認められる場合には、適時且つ適切に、その全部または一部を株主の皆様に開示いたします。

また、当社は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であり、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が合理的に判断したときには、速やかに、その旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）するとともに、その旨を株主の皆様に開示いたします。また、当社は、情報提供要請期間が満了した場合には、速やかに、その旨を大規模買付者に対して通知するとともに、その旨を株主の皆様に開示いたします。

(iv) 取締役会評価期間の設定等

当社は、外部専門家等の助言を得た上で、情報提供完了通知を行った日または情報提供要請期間が満了した日から、60日以内で合理的に必要な期間（初日不算入）を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

具体的な期間の設定は、大規模買付行為の目的、買付対価の種類、買付方法等、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案の難易度に応じて設定し、当社取締役会は取締役会評価期間が満了する日を適時且つ適切に株主の皆様の開示いたします。

当社取締役会は、取締役会評価期間中に、外部専門家等の助言を得ながら、大規模買付者から提供された情報を十分に評価・検討し、大規模買付行為に関する当社取締役会としての意見を慎重にとりまとめ、大規模買付者に通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様の開示いたします。また、必要に応じて、大規模買付者との間で大規模買付行為の条件・方法について交渉し、さらに、当社取締役会として、株主の皆様へ代替案を提示することもあります。

なお、当社取締役会が取締役会評価期間内に当社取締役会としての意見をとりまとめることができないことにつきやむを得ない事情がある場合には、当社取締役会は、外部専門家等の助言を得た上で、特別委員会に対して、取締役会評価期間の延長の必要性および理由を説明の上、その是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、合理的に必要と認められる範囲内で最長90日間（初日不算入。当初設定した期間を含みます。）まで取締役会評価期間を延長できるものとし、当社取締役会が取締役会評価期間の延長を決定した場合には、速やかに、当該決定された具体的期間および当該延長が必要とされる理由を大規模買付者に対して通知するとともに、適時且つ適切に株主の皆様へ開示いたします。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。なお、株主意思確認株主総会を招集する場合については、下記(2) (i) (ウ)をご参照下さい。

- 1 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する株券等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、本対応方針において引用される法令等に改正（法令名の変更や旧法令等を継承する新法令等の制定を含みます。）があった場合には、本対応方針において引用される法令等の各条項および用語は、当社取締役会が別途定める場合を除き、当該改正後においてこれらの法令等の各条項および用語を実質的に継承する法令等の各条項および用語に読み替えられるものとします。
- 2 金融商品取引法第27条の23第1項に規定する保有者を意味し、同条第3項の規定に基づき保有者に含まれる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。

- 3 金融商品取引法第27条の23第4項に規定する株券等保有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等保有割合の算出にあたっては、発行済株式の総数（同法第27条の23第4項に規定する発行済株式の総数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 4 金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下②において同じです。
- 5 金融商品取引法第27条の2第6項に規定する公開買付けを意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- 6 金融商品取引法第27条の2第8項に規定する株券等所有割合を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。なお、各株券等所有割合の算出にあたっては、総議決権の数（同法第27条の2第8項に規定する総議決権の数をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。）は、有価証券報告書、四半期報告書および自己株券買付状況報告書のうち直近に提出されたものを参照することができるものとします。
- 7 金融商品取引法第27条の2第7項に規定する特別関係者を意味します。但し、同項第1号に掲げる者については、発行者以外の者による株券等の公開買付けの開示に関する内閣府令第3条第2項で定める者を除きます。以下別段の定めがない限り同じです。
- 8 金融商品取引法第27条の23第5項に規定する共同保有者をいい、同条第6項に基づき共同保有者とみなされる者を含みます。以下別段の定めがない限り同じです。
- 9 「当該特定の保有者と当該他の保有者との間にその一方が他方を実質的に支配しもしくはそれらの者が共同ないし協調して行動する関係」が樹立されるか否かの判定は、出資関係、業務提携関係、取引ないし契約関係、役員兼任関係、資金提供関係、信用供与関係、デリバティブや貸株等を通じた当社株券等に関する実質的な利害関係等の形成や、当該特定の保有者および当該他の保有者が当社に対して直接・間接に及ぼす影響等を基礎に行うものとします。
- 10 本③に規定する行為に該当するか否かの判定は、当該取締役会が特別委員会の勧告に基づき合理的に行うものとします。なお、当社取締役会は、本③に規定する行為に該当するか否かの判定に必要と判断される範囲において、当社の株主に対して必要な情報の提供を求めることがあります。
- 11 金融商品取引法第27条の26第1項、金融商品取引法施行令第14条の8の2第1項、および株券等の大量保有の状況の開示に関する内閣府令第16条に規定する重要提案行為等を意味します。以下別段の定めがない限り同じです。
- 12 なお、営業日とは、行政機関の休日に関する法律第1条第1項各号に掲げる日以外の日をいいます。以下別段の定めがない限り同じです。

(2) 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(i) 対抗措置の発動の条件

(ア) 大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行う場合

① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、その具体的な条件・方法等の如何を問わず、当社取締役会は、当該大規模買付行為を当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう敵対的買収行為とみなし、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することができるといたします。

かかる場合、下記(3)(i)(イ)に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①のほか、当社取締役会は、(a)大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いもしくは行おうとする場合であっても、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または(b)特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、(上記(a)の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて)株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしします。

(イ) 大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合

① 取締役会の判断に基づき発動する場合

大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合には、当社取締役会が仮に当該大規模買付行為に反対であったとしても、反対意見の表明、代替案の提示、株主の皆様への説明等を行う可能性は排除しないものの、原則として、当該大規模買付行為に対する対抗措置は発動しません。大規模買付行為の提案に応じるか否かは、株主の皆様において、当該大規模買付行為に関して大規模買付者から提供された情報およびそれに対する当社取締役会の意見、代替案等をご考慮の上、ご判断いただくこととなります。

但し、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合（別紙 1 に掲げる 5 つの場合のいずれかに該当すると判断される場合に限られます。）には、当社取締役会は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために、必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合（別紙 1 に掲げる 5 つの場合のいずれかに該当すると判断される場合に限ります。）、下記(3) (i) (イ) に記載のとおり、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものいたします。

② 株主意思確認株主総会決議に基づき発動する場合

上記①のほか、当社取締役会は、(a) 当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様様の共同の利益を著しく損なうものであると認められる場合であつて、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると当社取締役会が判断した場合、または(b) 特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、(上記(a) の場合には、特別委員会に対する諮問に代えて) 株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとします。

(ウ) 株主意思確認株主総会を招集する場合の取扱い

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、対抗措置の発動の是非について当該株主意思確認株主総会の決議に従うものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、取締役会評価期間終了後60日以内に株主意思確認株主総会を開催し、大規模買付行為への対抗措置の発動についての承認に関する議案を上程するものとしますが、事務手続上の理由から60日以内に開催できない場合には、事務手続上可能な最も早い日において開催するものとします。

当社取締役会は、株主意思確認株主総会を招集する場合には、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することが適切であると判断した理由、大規模買付行為に関する当社取締役会の意見、発動すべき具体的な対抗措置の内容、当該対抗措置発動の必要性・合理性その他株主の皆様のご判断のために必要と認められる事項について株主の皆様に対してご説明いたします。

大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。なお、株主意思確認株主総会が招集されない場合には、上記(1)(iv)に記載のとおり、取締役会評価期間の経過後に大規模買付行為を開始することができるものとします。

(ii) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権（以下「本新株予約権」といいます。）の無償割当てを行います。但し、会社法その他の法令および当社の定款上認められるその他の対抗措置を発動することが適切と判断された場合には当該その他の対抗措置が用いられることもあります。本新株予約権の概要は、別紙3に記載のとおりといたします。

(3) 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(イ) 特別委員会の設置および諮問等の手続

(ア) 特別委員会の設置

大規模買付行為③に該当するか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否か（総称して以下「必要的諮問事項」といいます。）については、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会規則（その概要については別紙4「特別委員会規則の概要」のとおりです。）に基づき、特別委員会を設置することとします。特別委員会の委員は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から当社取締役会決議により選任されるものとします。本対応方針導入時の特別委員会の委員には、原対応方針における特別委員会の委員である道林孝司氏および佐野鉦一氏、ならびに、本定時株主総会において社外監査役に選任予定の川端泰司氏の合計3名が就任する予定です。なお、各委員の略歴は、別紙5「特別委員会委員の略歴」に記載のとおりですが、道林孝司氏および佐野鉦一氏は、いずれも当社から独立した社外取締役であり、且つ、当社が上場する東京証券取引所に対して独立役員として届け出ております。また、川端泰司氏は、上記のとおり本定時株主総会において当社から独立した社外監査役に選任される予定であり、当社は、東京証券取引所に対し、同氏を独立役員として届け出る予定です。

(イ) 対抗措置の発動の手続

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、その判断の合理性および公正性を担保するために、以下の手続を経ることとします（但し、株主意思確認株主総会を招集する場合は、この限りではありません。）。

当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、特別委員会は、この諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得た上で、当社取締役会に対して対抗措置の発動の是非について勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を発動するか否かの判断に際して、特別委員会による勧告を最大限尊重するものといたします。

なお、当社取締役会は、特別委員会に対する上記諮問のほか、大規模買付者から提供された情報に基づき、外部専門家等の助言を得ながら、当該大規模買付者および当該大規模買付行為の具体的内容ならびに当該大規模買付行為が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に与える影響等を検討の上で、対抗措置の発動の是非を判断するものとします。

(ウ) 発動した対抗措置の中止または撤回

当社取締役会が本対応方針に基づき対抗措置を発動した場合であっても、①大規模買付者が大規模買付行為を中止もしくは撤回した場合、または、②対抗措置を発動するか否かの判断の前提となった事実関係等に変動が生じ、且つ、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保もしくは向上という観点から発動した対抗措置を維持することが相当でないと考えられる状況に至った場合には、当社取締役会は、当該対抗措置の維持の是非について、上記の場合に該当することとなった具体的事情を提示した上で、特別委員会に諮問するとともに、外部専門家等の助言を得ながら、発動した対抗措置の中止または撤回を検討するものとします。特別委員会は、当該諮問に基づき、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該対抗措置の維持の是非について検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、対抗措置を維持するか否かの判断に際し、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとします。

上記特別委員会の勧告を踏まえた結果、当社取締役会が当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益の確保または向上という観点から対抗措置を維持することが相当でないと判断するに至った場合には、当社取締役会は、発動した対抗措置を、その決議により中止または撤回し、速やかにその旨を開示いたします。

(エ) 特別委員会に対する任意の諮問

当社取締役会は、大規模買付者から提供された情報が大規模買付情報として十分であるかについて疑義がある場合、その他当社取締役会が必要と認める場合には、必要的諮問事項以外についても、任意に特別委員会に対して諮問することができるものとし、かかる諮問がなされたときは、特別委員会は、必要に応じて外部専門家等の助言を得ながら、当該諮問に係る事項につき検討し、当社取締役会に対して勧告を行います。当社取締役会は、かかる特別委員会の勧告についても最大限尊重するものとします。

(ii) 株主の皆様のご意思の確認

(ア) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

当社は、2020年5月8日に開催の当社取締役会において、本対応方針の導入を決議いたしました。本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。したがって、上記議案が承認可決されなかった場合には、本対応方針は導入されないものとし、原対応方針についても本総会の終結時において有効期間の満了により終了いたします。

(イ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

上記(2)(i)に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合には、当社取締役会の判断によって対抗措置を発動できるのは、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合（別紙1に掲げる5つの場合のいずれかに該当すると判断される場合に限られます。また、この場合でも、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対する諮問手続を経ることを要します。）に限定されており、それ以外の場合には、必ず株主意思確認株主総会の決議に基づき対抗措置が発動されます。

また、大規模買付者が大規模買付ルールに従わず大規模買付行為を行う場合についても、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(iii) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、2023年6月に開催予定の当社第141期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

また、当社は、本対応方針が廃止または変更された場合には、当該廃止または変更の事実その他当社取締役会が適切と認める事項について、適用ある法令および金融商品取引所規則に従って速やかに情報開示を行います。

3. 本対応方針の合理性について

(1) 買収防衛策に関する指針の要件を完全に充足していること等

本対応方針は、経済産業省および法務省が2005年5月27日に公表した「企業価値・株主共同の利益の確保又は向上のための買収防衛策に関する指針」の定める三原則（①企業価値・株主共同の利益の確保・向上の原則、②事前開示・株主意思の原則、③必要性・相当性確保の原則）を完全に充足しています。また、企業価値研究会が2008年6月30日に公表した「近時の諸環境の変化を踏まえた買収防衛策の在り方」および東京証券取引所が2015年6月1日に適用を開始し、2018年6月1日に改訂を行った「コーポレートガバナンス・コード」の「原則1－5. いわゆる買収防衛策」の内容その他昨今の買収防衛策に関する議論等を踏まえた内容となっております。さらに、本対応方針は、東京証券取引所の定める買収防衛策の導入に係る諸規則等の趣旨に合致するものです。

(2) 当社の企業価値ひいては株主共同の利益の確保または向上の目的をもって導入されていること

本対応方針は、上記1. に記載のとおり、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために、導入されるものです。

(3) 株主意思を重視するものであること（株主総会決議とサンセット条項）

当社は、上記2. (3) (ii) (ア) に記載のとおり、2020年5月8日に開催の当社取締役会において、本対応方針の導入を決議いたしました。本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思を確認するため、本総会において本対応方針の導入に関する議案をお諮りし、当該議案が出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、本対応方針を導入することを決議しております。なお、本対応方針は本総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として本総会の終結時に導入されるものであり、当該時点までは、原対応方針が効力を有します。

また、上記2. (3) (ii) (イ) に記載のとおり、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行う場合には、当社取締役会の判断によって対抗措置を発動できるのは、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合（別紙1に掲げる5つの場合のいずれかに該当すると判断される場合に限られます。また、この場合でも、当社取締役会から独立した組織である特別委員会に対する諮問手続を経ることを要します。）に限定されており、それ以外の場合には、必ず株主意思確認株主総会の決議に基づき対抗措置が発動されます。また、大規模買付者が大規模買付ルールに従わず大規模買付行為を行う場合についても、所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

さらに、上記2. (3) (iii) に記載のとおり、本対応方針の有効期間は、2023年6月に開催予定の当社第141期定時株主総会の終結時までであります。なお、かかる有効期間の満了前であっても、①当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、②当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、③本総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される当社取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

(4) 合理的且つ客観的な対抗措置の発動要件の設定

本対応方針は、上記2. (2) (i) に記載のとおり、合理的且つ客観的な要件が充足されない限りは、対抗措置が発動されないように設定されており、当社取締役会による恣意的な発動を防止するための仕組みが確保されています。

(5) 特別委員会の設置

上記2. (3) (i) に記載のとおり、当社は、本対応方針の導入にあたり、大規模買付行為③に該当するか否か、取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについての当社取締役会の判断の合理性および公正性を担保するため、またその他本対応方針の合理性および公正性を確保するために、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会を設置することとしております。

これにより、当社取締役会による恣意的な本対応方針の運用ないし対抗措置の発動を防止するための仕組みが確保されています。

(6) デッドハンド型買収防衛策ではないこと

上記2.(3)(iii)に記載のとおり、本対応方針の有効期間は2023年6月に開催予定の当社第141期定時株主総会の終結時までであり、また、本対応方針は、かかる有効期間の満了前であっても、当社の株主総会で選任された取締役で構成された当社取締役会により、いつでも廃止することができるものとされております。したがって、本対応方針は、デッドハンド型買収防衛策（取締役会の構成員の過半数を交代させても、なお発動を阻止できない買収防衛策）ではありません。

4. 株主・投資家の皆様に与える影響

(1) 本対応方針の導入時に株主および投資家の皆様に与える影響

本対応方針の導入時には、本新株予約権の無償割当て自体は行われません。したがって、本対応方針がその導入時に株主および投資家の皆様の有する当社株式に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることはありません。

(2) 本新株予約権の無償割当て時に株主および投資家の皆様に与える影響

当社取締役会が対抗措置の発動を決定し、本新株予約権の無償割当ての決議を行った場合には、別途定められる基準日における最終の株主名簿に記載または記録された株主の皆様に対し、その保有する株式1株につき1個の割合で、本新株予約権が無償にて割り当てられます。このような対抗措置の仕組み上、本新株予約権の無償割当て時においても、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化は生じるものの、保有する当社株式全体の経済的価値の希釈化は生じず、また当社株式1株当たりの議決権の希釈化は生じないことから、株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

なお、当社取締役会が、本新株予約権の無償割当ての決議をした場合であっても、上記2.(3)(i)(ウ)に記載の手續等に従い当社取締役会が発動した対抗措置の中止または撤回を決定した場合には、株主および投資家の皆様が保有する当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化も生じないことになるため、当社株式1株当たりの経済的価値の希釈化が生じることを前提にして売買を行った投資家の皆様は、株価の変動により損害を被る可能性がある点にご留意下さい。

また、本新株予約権の行使または取得に関しては差別的条件が付されることが予定されているため、当該行使または取得に際して、大規模買付者の法的権利等に希釈化が生じることが想定されますが、この場合であっても、大規模買付者以外の株主および投資家の皆様の有する当社株式全体に係る法的権利および経済的利益に対して直接具体的な影響を与えることは想定しておりません。

(3) 本新株予約権の無償割当てに伴って株主の皆様に必要な手続

本新株予約権の無償割当ての手続に関しては、基準日における株主名簿に記載または記録された株主の皆様は、本新株予約権の無償割当ての効力発生日において、当然に本新株予約権が付与されるため、申込みの手続は不要です。

また、株主の皆様には、新株の取得のために所定の期間内に本新株予約権を行使していただく（その際には一定の金銭の払込みを行っていただきます。）必要が生じる可能性があります。かかる場合には、当社は、その手続の詳細に関して、適用ある法令および金融商品取引所規則に基づき、適時且つ適切に開示を行います。

5. その他

本対応方針は、2020年5月8日に開催の当社取締役会において、社外取締役2名を含む取締役全員の賛成により決定されたものですが、当該取締役会には、社外監査役3名を含む当社監査役全員が出席し、いずれの監査役も、本対応方針に賛成する旨を表明しております。

当社取締役会においては、今後の司法判断の動向および金融商品取引所その他の公的機関の対応等、ならびに、会社法、金融商品取引法または各金融商品取引所規則等の改正、その他の法令等の制定改廃にも引き続き注視して、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるとの観点から、必要に応じて本対応方針の見直し、または本対応方針に替わる別途の買収防衛策の導入を含め、適切な措置を適宜講じてまいる所存です。

以上

(別紙 1)

濫用的な買付行為であると明らかに認められる場合

- (1) 大規模買付者が真に会社経営に参加する意思がないにもかかわらず、ただ株価をつり上げて高値で当社の株券等を当社関係者に引き取らせる目的で当社の株券等の取得を行っているまたは行おうとしている者（いわゆるグリーンメイラー）であると判断される場合
- (2) 当社の会社経営を一時的に支配して当社または当社グループ会社の事業経営上必要な知的財産権、ノウハウ、企業秘密情報、主要取引先または顧客等の当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等に移転させる目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (3) 当社の会社経営を支配した後に、当社または当社グループ会社の資産を当該大規模買付者またはそのグループ会社等の債務の担保や弁済原資として流用する目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (4) 当社の会社経営を一時的に支配して、当社または当社グループ会社の事業に当面関係していない不動産、有価証券等の高額資産等を売却等により処分させ、その処分利益をもって一時的に高配当をさせるかあるいはかかる一時的な高配当による株価の急上昇の機会を狙って当社の株券等の高価売り抜けをする目的で当社の株券等の取得を行っているとは判断される場合
- (5) 大規模買付者の提案する当社の株券等の買付方法が、いわゆる強圧的二段階買収（最初の買付けで当社の株券等の全部の買付けを勧誘することなく、二段階目の買付条件を不利に設定し、あるいは明確にしないで、公開買付け等の株券等の買付けを行うことをいいます。）等の、株主の皆様の判断の機会または自由を制約し、事実上、株主の皆様に当社の株券等の売却を強要するおそれがあると判断される場合

(別紙2)

当社の大株主の状況

2020年3月31日現在の当社の大株主の状況は以下のとおりです。

株 主 名	当 社 へ の 出 資 状 況	
	持 株 数	出 資 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	千株 970	% 6.39
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	798	5.26
日 本 冶 金 協 力 会 社 持 株 会	421	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	332	2.19
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	311	2.05
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	259	1.71
J P M O R G A N C H A S E B A N K 385151	228	1.51
日 本 冶 金 ナ ス 持 株 会	201	1.32
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	180	1.19
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	177	1.17
計	3,881	25.57

- (注) 1. 当社は、2020年3月31日現在、自己株式314,998株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、出資比率は自己株式を控除して計算しております。
2. 2020年5月8日現在、以下の大量保有報告書が、関東財務局に提出されておりますが、当社として2020年3月31日現在の実質所有株式数の確認ができておりません。
- 株式会社三菱UFJ銀行他の連名により、2018年4月16日付で提出
(株券等保有割合5.42%)
- 株式会社みずほ銀行他の連名により、2019年5月13日付で提出
(株券等保有割合5.46%)

(別紙3)

本新株予約権の概要

1. 本新株予約権の割当総数

本新株予約権の割当総数は、本新株予約権の無償割当てに関する取締役会決議（以下「本新株予約権無償割当て決議」といいます。）において当社取締役会が別途定める一定の日（以下「割当期日」といいます。）における最終の当社の発行済みの普通株式の総数（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式の数を除きます。）と同数とします。

2. 割当対象株主

割当期日における最終の株主名簿に記載または記録された株主に対し、その所有する当社の普通株式（但し、同時点において当社の有する当社の普通株式を除きます。）1株につき1個の割合で本新株予約権の無償割当てをします。

3. 本新株予約権の無償割当ての効力発生日

本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める日とします。

4. 本新株予約権の目的である株式の種類および数

本新株予約権の目的である株式の種類は当社の普通株式とし、本新株予約権1個当たりの目的である株式の数（以下「対象株式数」といいます。）は1株とします。但し、当社が株式の分割または株式の併合等を行う場合は、所要の調整を行うものとします。

5. 本新株予約権の行使に際して出資される財産の内容および価額

本新株予約権の行使に際してする出資の目的は金銭とし、本新株予約権の行使に際して出資される財産の当社の普通株式1株当たりの金額は1円以上で当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定める額とします。

6. 本新株予約権の譲渡制限

本新株予約権の譲渡については、当社取締役会の承認を要するものとします。

7. 本新株予約権の行使条件

①特定大量保有者¹、②特定大量保有者の共同保有者、③特定大量買付者²、④特定大量買付者の特別関係者、もしくは⑤これら①乃至④の者から本新株予約権を当社取締役会の承認を得ることなく譲り受けもしくは承継した者、または、⑥これら①乃至⑤に該当する者の関連者³（これらの者を総称して、以下「非適格者」といいます。）は、本新株予約権を行使することができないものとします。なお、本新株予約権の行使条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

8. 当社による本新株予約権の取得

当社は、当社取締役会が別途定める日において、非適格者以外の者が所有する本新株予約権を取得し、これと引き替えに本新株予約権 1 個につき対象株式数の当社の普通株式を交付することができるものとします。なお、本新株予約権の取得条件の詳細については、本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

9. 対抗措置の発動の中止等の場合の無償取得

当社取締役会が、発動した対抗措置の中止または撤回を決議した場合その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める場合には、当社は、本新株予約権の全部を無償にて取得することができるものとします。

10. 本新株予約権の行使期間等

本新株予約権の行使期間その他必要な事項については、当社取締役会が本新株予約権無償割当て決議において別途定めるものとします。

-
- 1 当社の株券等の保有者で、当社の株券等に係る株券等保有割合が20%以上である者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
 - 2 公開買付けによって当社が発行者である株券等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する株券等を意味します。以下本注において同じです。）の買付け等（金融商品取引法第27条の2第1項に規定する買付け等を意味します。以下同じです。）を行う旨の公告を行った者で、当該買付け等の後におけるその者およびその者の特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる者、または、これに該当することとなると当社取締役会が認める者をいいます。但し、その者が当社の株券等を取得・保有することが当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益に反しないと当社取締役会が認めた者その他本新株予約権無償割当て決議において当社取締役会が別途定める者は、これに該当しないこととします。
 - 3 ある者の「関連者」とは、実質的にその者を支配し、その者に支配されもしくはその者と共通の支配下にある者（当社取締役会がこれらに該当すると認めた者を含みます。）、またはその者と協調して行動する者として当社取締役会が認めた者をいいます。なお、「支配」とは、他の会社等の「財務及び事業の方針の決定を支配している場合」（会社法施行規則第3条第3項に規定されます。）をいいます。

(別紙4)

特別委員会規則の概要

1. 特別委員会は、当社取締役会決議に基づき設置する。
2. 特別委員会を構成する委員（以下「特別委員」という。）は、3名以上とし、社外取締役、社外監査役、弁護士、税理士、公認会計士、学識経験者、投資銀行業務に精通している者および他社の取締役または執行役として経験のある社外者等の中から、当社取締役会が選任するものとする。なお、当社は、特別委員との間で、秘密保持義務および善管注意義務に関する規定を含む委任契約（以下「特別委員委任契約」という。）を締結する。
3. 特別委員の任期は、当社取締役会がその者を特別委員に選任しその者が特別委員への就任を承諾した時から、特別委員委任契約において定める時までとする。但し、特段の事情がある場合はこの限りではない。
4. 特別委員会は、代表取締役社長または各特別委員が招集する。但し、当社取締役会が特別委員会に対して諮問することを決議した場合には、代表取締役社長は、特別委員会を招集しなければならない。
5. 特別委員会の議事は、特別委員の互選により選ばれた議長が進行する。
6. 特別委員会の勧告は、特段の事情がない限り、特別委員の全員が出席し（電話会議システムまたはテレビ電話による出席を含む。）、その過半数をもって決議しこれを行う。但し、特別委員に事故があるときその他特段の事情があるときは、特別委員の過半数が出席し、その過半数をもって決議する。

7. 特別委員会は、以下の各号に記載される事項（以下「本諮問事項」という。）について、特別委員会において決議された結論に基づき、原則として理由の要旨を付して勧告を行うものとする。当社取締役会は、特別委員会の勧告を最大限尊重するものとする（但し、対抗措置の発動の是非につき株主意思を確認するための株主総会が開催された場合には、当該株主総会の決議に従う。）。
- (1)大規模買付行為③への該当性
 - (2)取締役会評価期間の延長の是非
 - (3)対抗措置の発動の是非
 - (4)発動された対抗措置の維持の是非
 - (5)その他当社取締役会が特別委員会に諮問する事項
8. 特別委員会は、当社取締役会より、当社取締役会が大規模買付ルールに基づく手続の過程および本諮問事項の検討に際して使用または検討した資料および情報のすべての提供を受ける。
9. 特別委員会は、本諮問事項の検討に際して必要となる資料および情報を、当社の費用において自ら収集し、または当社取締役会に対して収集を要請することができる。また、特別委員会は、取締役、監査役または従業員その他必要と認める者を特別委員会に出席させ、必要な事項について説明を求めることができる。
10. 特別委員は、善良なる管理者の注意をもって、忠実に職務を遂行することを要し、その職務遂行の客観性および中立性に疑義を生ぜしめる一切の行為を行ってはならない。
11. 特別委員会は、当社取締役会から諮問された事項の検討を行うため、必要に応じて、外部専門家等の助言を得るものとする。かかる助言の取得に際して要した費用は、原則として、すべて当社が負担する。

(別紙5)

特別委員会委員の略歴

○道林 孝司（みちばやし たかし）：当社社外取締役

- ・1975年4月 新日本製鐵株式会社（現日本製鉄株式会社）入社
- ・1997年6月 同社本社経営企画部海外事業企画グループマネージャー
- ・1999年7月 サイアム・ユナイテッド・スチール社出向（社長室長）
- ・2005年4月 日本重化学工業株式会社顧問
- ・2006年6月 同社常務取締役
- ・2008年6月 同社専務取締役
- ・2010年6月 同社代表取締役社長
- ・2014年6月 同社特別顧問
- ・2016年6月 当社社外取締役（現職）

○佐野 鉦一（さの こういち）：当社社外取締役

- ・1971年4月 三井石油化学工業株式会社（現三井化学株式会社）入社
- ・1999年6月 三井化学株式会社予算管理部長
- ・2001年6月 同社財務部長
- ・2003年6月 同社執行役員財務部長
- ・2005年6月 同社常務取締役
- ・2009年6月 同社代表取締役副社長
- ・2013年6月 同社特別参与
- ・2016年6月 I Tホールディングス株式会社（現T I S株式会社）社外取締役（現職）
- ・2016年6月 当社社外監査役
- ・2017年6月 当社社外取締役（現職）

○川端 泰司（かわばた やすじ）：当社社外監査役（選任予定）

- ・1979年4月 日本精線株式会社入社
- ・2007年6月 同社販売企画部長
- ・2010年4月 同社執行役員東京支店長
- ・2014年4月 同社執行役員大阪支店長

- ・ 2014年 5 月 同社常務執行役員大阪支店長
- ・ 2015年 1 月 同社常務執行役員
- ・ 2016年 6 月 同社取締役常務執行役員
- ・ 2019年 4 月 同社取締役
- ・ 2019年 6 月 同社顧問（現職）

（2020年 6 月に開催予定の当社定時株主総会において当社社外監査役に選任予定）

なお、当社は、道林孝司氏および佐野鋤一氏を、東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出ております。また、当社は、川端泰司氏を、東京証券取引所に対し、当社の独立役員として届け出る予定です。

以 上

(添付書類)

事業報告

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

1 企業集団の現況に関する事項

(1) 当事業年度の状況

① 事業の経過および成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、米中貿易摩擦、英国のEU離脱問題などを背景に海外経済が減速する中、年度前半は内需により小幅ながらも成長を維持したものの、消費増税後の後半は個人消費のみならず生産活動が弱まり、更に年度末にかけて新型コロナウイルスの感染拡大の影響を受け、景気は急速に悪化しました。

ステンレス特殊鋼業界におきましては、半導体関連需要の低迷や自動車関連の需要減退により、市中在庫の調整局面が続く状況となりステンレス鋼の需要が盛り上がり欠ける中、更に原料のニッケル価格が下落することで需要家の買い控え等も追い打ちをかける結果となりました。一方、当社の戦略分野である高機能材（ニッケルを20%以上含有する高ニッケル合金の板、帯製品）では、石油・ガス分野向け用途や排煙脱硫装置、船舶向けSOxスクラバー等の環境・エネルギー分野向け用途等において、海外向けを中心に需要は引続き堅調に推移いたしました。

こうした事業環境のもと、当社グループといたしましては、ステンレス一般材においては在庫レベル正常化を意識した需要見合いの販売量を維持しつつ、生産コストに応じた販売価格の適正化に努める一方、戦略分野である高機能材におきましては一層の拡販に注力してまいりました。

この結果、当社における当事業年度の販売数量は、前年同期比8.3%減（高機能材4.9%減、ステンレス一般材7.6%減）となり、当連結会計年度の売上高は1,363億73百万円（前連結会計年度比73億66百万円減）、経常利益は63億42百万円（前連結会計年度比18億36百万円減）、親会社株主に帰属する当期純利益は53億25百万円（前連結会計年度比23億61百万円減）となりました。

剰余金の配当に関しましては、事業基盤の整備に必要な投資や業績見通しなどを配慮しつつ、更なる財務体質の強化を図りながら安定的に実施することを基本方針としており、当期の期末配当につきましては、1株当たり30円の実施を予定しております。これにより当期の年間配当は、2019年9月30日を基準日とした中間配当（1株当たり3円。株式併合後に換算すると1株当たり30円に相当）と合わせ、1株あたり60円に相当します。

② 設備投資の状況

当社グループにおきましては、10年先を見据えた将来構想に基づく戦略設備投資計画を推進しております。当事業年度は、その一環として川崎製造所製鋼工場に高効率電気炉設備の導入を決定いたしました（総投資額134億円、2022年1月稼働）。電気炉導入の目的は、フレキシブルな生産体制の確立、徹底した省エネルギー等によるコスト削減、および一層の環境配慮と作業環境改善等であります。その他、川崎製造所・大江山製造所における事業強化のための投資、省エネルギー関連投資、2017年5月に発生した川崎製造所熱延工場火災事故を契機に見直したリスク対応、老朽劣化対応投資を実施いたしました。

その結果、当連結会計年度の実績は50億28百万円となりました。

③ 資金調達の状況

運転資金ならびに設備投資資金は自己資金、借入金および社債により充当いたしました。

なお、2019年12月6日に第1回無担保社債（社債間限定同順位特約付）5,000百万円を発行いたしました。

(2) 対処すべき課題

新型コロナウイルスの感染拡大が世界経済に深刻な影響を与える中、各国において経済停滞緩和のための財政対策等が実施されております。今後の感染拡大ペースや終息の見通しは不透明であり、各国の感染予防に向けた対応や影響緩和のための経済政策等の動向に引き続き注視していく必要があります。

ステンレス特殊鋼業界につきましては、ニッケル系冷延鋼板では、2019年4月、日鉄ステンレス株式会社が誕生し国内では実質2社体制となる一方、輸入材の浸透による国内市場の構造変化に対して、今後も動向を注視する必要があります。一方、戦略分野である高機能材市場においては、足元の世界経済の混乱とエネルギー価格の低迷により環境・エネルギー分野での一時的な落ち込みは避けられないものの、アジアを中心に潜在的需要は旺盛であり、中長期的には海外向けにおいて堅調な推移が見込まれます。

当社は、これまで2017年度をスタートとする3ヵ年計画「中期経営計画2017」を策定し、高機能材事業と一般材事業を両輪に国内外において競争力あるステンレス特殊鋼メーカーとして勝ち抜くための諸施策を実行してまいりました。その結果、2017年度からの3年間合計で連結経常利益179億円（「中期経営計画2017」3年間計画合計170億円）を計上するなど、収益面では一定程度の成果をあげることができました。一方、この3年間において、中国経済のプレゼンス拡大とその成長鈍化、環境問題・地球温暖化対応の鮮明化、国内における人口減少に伴う労働力不足の慢性化など、事業環境は大きく変化してきており、当社グループが今後も持続的に成長していくためには乗り越えるべき課題が山積している状況にあります。

こうした事業環境の構造変化を踏まえて、当社グループが2025年の当社創立100周年、さらには、その先もレジリエント（困難な状況に直面した際の強靱さや回復力がある）かつ持続的な成長を遂げるために、2020年度からの3か年で実行すべき施策を『中期経営計画2020』として取り纏めました。

株主の皆様におかれましては、なにとぞ今後とも絶大なるご支援とご協力を賜りますようお願い申し上げます。

【「中期経営計画2020」の概要】

1. 「中期経営計画2020」での目指す姿

「業界トップレベルの品質・納期・対応力で信頼され続けるグローバルサプライヤー」

2. 「中期経営計画2020」の基本戦略

①環境エネルギー・インフラ分野を中心とした産業素材での顧客ニーズへの対応、社会への貢献

<主要施策>

- ・環境エネルギー分野への深耕による高機能材拡販
- ・一般材事業における顧客基盤の強化、収益基盤の強化
- ・中国JV活用による製品アイテムの拡充

②戦略設備投資の実行と技術力の更なる向上による競争力強化

<主要施策>

- ・高効率電気炉設備をはじめとした設備機能刷新、製造ネック工程の改善による生産性向上
- ・高機能材コア技術の強化、拡充
- ・リサイクル原料の活用による環境配慮型ニッケル製錬技術の確立

③強固かつ自立した事業基盤をベースとした環境・社会との共生

<主要施策>

- ・多様な人材の確保、福利厚生の充実
- ・安全、安定稼働の前提となる設備老朽対応
- ・作業環境改善、省力化、省エネルギー投資の実行、AI・IoTの活用
- ・事業展開や環境変化に対応した財務基盤強化
- ・ステークホルダーとの信頼関係構築
- ・グループ全体での最適化に向けた連結経営の深化

④上記戦略を通じたESG課題への対応

※達成目標等の数値計画につきましては、新型コロナウイルスに係る予測が困難であるため、今後内容を精査の上、適切な時期に改めて開示することを予定しております。

(3) 財産および損益の状況

① 直前3連結会計年度

区 分	第135期 2016年度	第136期 2017年度	第137期 2018年度	第138期 (当連結会計年度) 2019年度
売上高 (百万円)	112,962	119,091	143,740	136,373
経常利益 (百万円)	2,849	3,386	8,178	6,342
親会社株主に帰属する当期純利益 (百万円)	2,349	4,575	7,686	5,325
1株当たり当期純利益 (円)	151.90	295.85	497.02	350.09
総資産 (百万円)	135,666	147,624	150,115	158,568
純資産 (百万円)	36,889	41,829	47,940	51,131

② 直前3事業年度

区 分	第135期 2016年度	第136期 2017年度	第137期 2018年度	第138期 (当事業年度) 2019年度
売上高 (百万円)	88,355	93,570	117,462	111,472
経常利益 (百万円)	1,552	1,508	6,183	5,092
当期純利益 (百万円)	1,469	2,748	5,097	4,452
1株当たり当期純利益 (円)	94.94	177.67	329.49	292.61
総資産 (百万円)	122,596	134,482	135,309	140,476
純資産 (百万円)	37,216	40,143	43,703	46,127

(注) 2019年10月1日付で普通株式10株に1株の割合で株式併合を行っており、1株当たり当期純利益は、株式併合が第135期(2016年度)期首に行われたと仮定して算出しております。

＜ご参考＞当社の売上高内訳表

区 分				第137期 2018年度 (A)	第138期 2019年度 (B)	前期比 (B) / (A)
高機能材	販売量	千トン		49.0	46.6	95.1%
	売上高	百万円		44,819	46,302	103.3%
ステンレス鋼板	販売量	千トン		201.4	186.1	92.4%
	売上高	百万円		68,609	62,925	91.7%
O E M 材	販売量	千トン		9.4	5.5	58.3%
	売上高	百万円		2,927	1,432	48.9%
その他	売上高	百万円		1,107	813	73.5%
	売上高	百万円		117,462	111,472	94.9%
うち輸出				30,441	31,068	102.1%

(4) 重要な子会社等の状況 (2020年3月31日現在)

①子会社

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主要な事業内容
ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	百万円 100	% 100.00	ステンレス鋼および高機能材の溶接鋼管の製造ならびに販売
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	682	100.00	ステンレス磨帯鋼製造ならびに販売
ナ ス 物 産 株 式 会 社	785	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ク リ ー ン メ タ ル 株 式 会 社	200	100.00	ステンレス鋼、特殊鋼および加工品の販売ならびに加工
ナ ス ク リ エ ー ト 株 式 会 社	90	100.00	ステンレス製品梱包用資材の販売
ナスエンジニアリング株式会社	102	100.00	設備設置工事、他エンジニアリング事業
ナ ス テ ッ ク 株 式 会 社	100	100.00	特殊鋼・ステンレス鋼の製造・加工に係わる作業受託業務
宮 津 海 陸 運 輸 株 式 会 社	32	100.00	港湾運送、貨物自動車運送、通関業ならびに加工砂の販売
NAS TOA (THAILAND) CO., LTD.	千バーツ 220,000	99.99	ステンレス鋼管および加工品の製造販売

(注) 議決権の所有割合には間接所有割合が含まれております。

②持分法適用関連会社

会 社 名	資 本 金	議決権の所有割合	主要な事業内容
三 豊 金 属 株 式 会 社	百万円 20	% 49.00	ステンレス鋼および非鉄金属材料の販売ならびに加工

(注) 議決権の所有割合は間接所有割合です。

(5) 主要な事業内容 (2020年3月31日現在)

ステンレス鋼、耐熱鋼および高ニッケル合金鋼の鋼板（薄板、中厚板、帯鋼）、鍛鋼品ならびに加工品の製造・販売、フェロニッケルの製造

(6) 主要な拠点等 (2020年3月31日現在)**① 当社**

本	社	東京都中央区京橋一丁目5番8号
支	店	東京支店、大阪支店、九州支店(福岡県福岡市)、名古屋支店、広島支店、新潟支店
工	場	川崎製造所(神奈川県川崎市)、大江山製造所(京都府宮津市)

(注) 他に海外における拠点として中国上海に「日邦冶金商貿(上海)有限公司」、米国シカゴに「NIPPON YAKIN AMERICA,INC.」、英国ロンドンに「NIPPON YAKIN EUROPE LIMITED」、およびシンガポールに「NIPPON YAKIN ASIA PTE. LTD.」の各現地法人があります。また、中国南京に南京鋼鉄股份有限公司等との合併会社「南鋼日邦冶金商貿(南京)有限公司」があります。

② 子会社

ナ ス ト ー ア 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 大阪支店
	工場 茅ヶ崎製造所(神奈川県)
ナ ス 鋼 帯 株 式 会 社	本社(大阪府大阪市)
	支店 東京支店、大阪支店
	工場 滋賀工場
ナ ス 物 産 株 式 会 社	本社(東京都中央区)
	支店 東京支店、名古屋支店、大阪支店
	事業部 加工センター(大阪府、愛知県)
NAS TOA (THAILAND) CO.,LTD.	本社・工場(タイ)

(注) 他に海外における拠点として、タイ国バンコクにナス鋼帯株式会社の現地法人「NAS KOTAI (THAILAND) CO.,LTD.」があります。

(7) 従業員の状況 (2020年3月31日現在)

	企 業 集 団	当 社	平 均 年 齢	平 均 勤 続 年 数
従 業 員 数	2,029名	1,057名	41歳8カ月	19年8カ月
前年度末比増減	減10名	減15名		

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先の状況 (2020年3月31日現在)

借 入 先	借 入 残 高
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	15,690百万円
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	10,842
三 井 住 友 信 託 銀 行 株 式 会 社	3,326
株 式 会 社 日 本 政 策 投 資 銀 行	2,065

(注) 上記の他、下記金融機関を保証人として適格機関投資家向けに無担保社債を発行しております。
(保証人) 株式会社三菱UFJ銀行 (社債残高) 231百万円

2 会社の株式に関する事項（2020年3月31日現在）

(1) 発行可能株式総数

普通株式 55,800,000株

(2) 発行済株式の総数

普通株式 15,497,333株（うち 自己株式数 314,998株）

(3) 単元株式数

100株

(4) 当事業年度末の株主数

21,461名

(5) 大株主（上位10名）

株 主 名	持 株 数	持 株 比 率
日本マスタートラスト信託銀行株式会社（信託口）	970千株	6.39%
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口）	798	5.26
日 本 治 金 協 力 会 社 持 株 会	421	2.78
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社（信託口5）	332	2.19
株 式 会 社 み ず ほ 銀 行	311	2.05
DFA INTL SMALL CAP VALUE PORTFOLIO	259	1.71
J P MORGAN CHASE BANK 3 8 5 1 5 1	228	1.51
日 本 治 金 ナ ス 持 株 会	201	1.32
株 式 会 社 三 菱 U F J 銀 行	180	1.19
三 菱 U F J 信 託 銀 行 株 式 会 社	177	1.17

(注) 1 持株数は1,000株未満を切り捨てて記載しております。

2 当社は、自己株式314,998株を保有しておりますが、上記大株主からは除いております。また、持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(6) その他株式に関する重要な事項

①株式併合

2019年6月26日開催の当社第137期定時株主総会において、2019年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を行うことが承認可決され、2019年10月1日付で当社定款に定める発行可能株式総数が10分の1の55,800,000株となりました（変更前は558,000,000株）。

また、株式併合の実施により、発行済株式の総数は139,476,005株減少し、15,497,333株となりました（株式併合前の発行済株式の総数は154,973,338株）。

②自己株式の取得

2019年5月10日開催の取締役会決議により、次のとおり自己株式の取得をいたしました。

- | | |
|-----------------|--|
| ・取得した株式の種類および総数 | 普通株式 2,883,100株
(株式併合の影響を考慮すると288,310株相当) |
| ・取得総額 | 599,988,900円 |
| ・取得期間 | 2019年5月13日～2019年6月7日 |

③特定譲渡制限付株式報酬としての自己株式処分

2019年7月30日開催の取締役会決議により、次のとおり自己株式の処分をいたしました。

- | | |
|-----------------|---|
| ・処分した株式の種類および総数 | 普通株式 121,668株
(株式併合の影響を考慮すると12,166株相当) |
| ・処分総額 | 26,158,620円 |
| ・払込期日 | 2019年8月26日 |

3 会社役員に関する事項

(1) 取締役および監査役の氏名等（2020年3月31日現在）

氏名	地位	重要な兼職の状況
木村 始	代表取締役会長	
久保田 尚志	代表取締役社長	
堀内 晃	取締役	
小林 伸互	取締役	
道林 孝司	取締役	
佐野 鉦一	取締役	
小林 靖彦	常勤監査役	
木内 康裕	常勤監査役	
岸木 雅彦	監査役	
谷 謙二	監査役	

- (注) 1 2019年6月26日開催の第137期定時株主総会において、小林伸互氏が新たに取締役に、木内康裕、谷謙二の2氏が新たに監査役に選任され就任いたしました。また、同日、第137期定時株主総会終結の時をもちまして、監査役 前田博美氏が辞任により、取締役 木内康裕、監査役 岸田守の2氏が任期満了により退任いたしました。
- 2 取締役 道林孝司、佐野鉦一の2氏は社外取締役であります。
- 3 監査役 岸木雅彦、谷謙二の2氏は社外監査役であります。
- 4 監査役 岸木雅彦氏は、金融機関および上場会社の財務・会計部門における長年の業務経験があり、財務および会計に関する相当程度の知識を有しております。
- 5 各社外取締役・監査役の当事業年度における主な活動状況は以下のとおりであります。

取締役 道林 孝司	取締役会16回開催中16回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、意見を適宜述べております。
取締役 佐野 鉦一	取締役会16回開催中16回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 また、取締役会の任意の諮問機関である指名・報酬委員会の委員として、意見を適宜述べております。
監査役 岸木 雅彦	取締役会16回開催中16回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 監査役会19回開催中19回出席 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。
監査役 谷 謙二	就任以降の取締役会12回開催中12回出席 必要な意見、発言を適宜行っております。 就任以降の監査役会11回開催中11回出席 監査結果についての意見交換、監査に関する審議などを行っております。

(注) 各氏はまた、当社代表取締役社長との定期的な意見交換会に参加、議論を行っております。

- 6 当社と各社外取締役および各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第425条第1項に定める最低責任限度額を限度として、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。
- 7 当社は、取締役 道林孝司、佐野鉦一、監査役 岸木雅彦の3氏を、株式会社東京証券取引所の定めに基づく独立役員として指定し、同取引所に届け出ております。
- 8 取締役 佐野鉦一氏は、T I S株式会社の社外取締役を務めております。なお、同社と当社の間には、現在取引関係はありません。
- 9 当社取締役会は、コーポレートガバナンス・コードに基づき、取締役会全体の実効性について、4回目の分析・評価（対象期間：2019年4月1日～2020年3月31日）を実施いたしました。評価結果の概要につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。
(<http://www.nyk.co.jp/about/governance/board.html>)
- 10 取締役会の任意の諮問機関として取締役社長を委員長とし、2名の社外取締役を委員として構成する指名・報酬委員会を設置しております。同委員会は、役員の指名、報酬等に関する事項について、公正かつ透明性を確保しつつ審議を行い、取締役会に適切に答申を行っております。
- 11 当社では、取締役会の活性化・機能強化を図るとともに、業務執行にかかわる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行の迅速化を図ることを目的に、執行役員制度を導入しております。2020年3月31日現在の執行役員の状況は次のとおりです。

役 位	氏 名	担 当
執行役員 社長	久保田 尚 志	
常務執行役員	堀 内 晃	川崎製造所長 川崎製造所担当
常務執行役員	小 林 伸 互	経理部長 経理部、人事部、総務部担当
常務執行役員	王 昆	技術研究所、グループ環境・知的財産部担当
常務執行役員	伊 藤 真 平	営業本部長 営業本部（販売企画部、ソリューション営業部）、販売担当6支店
常務執行役員	浦 田 成 己	営業本部 副本部長 兼 海外営業部長 海外営業部、海外現地法人担当
常務執行役員	豊 田 浩	経営企画部長 経営企画部、情報システム部担当
執 行 役 員	永 田 顕 二	原料鉦石部長 原料鉦石部、購買部、大江山製造所担当
執 行 役 員	山 田 恒	MP I プロジェクトリーダー 設備企画部、MP I プロジェクト担当
執 行 役 員	福 田 章 弘	人事部長
執 行 役 員	秋 本 朗	東京支店長
執 行 役 員	早 川 尚	川崎製造所副所長 兼 川崎製造所製造部長

(2) 取締役および監査役の報酬等
当事業年度に係る報酬等の総額

区 分	支 給 人 数 人	報 酬 等 の 額 百万円	摘 要
取 締 役	7	169	
監 査 役	6	38	
計	13	207	
(う ち 社 外 役 員)	(5)	(27)	

- (注) 1. 上記報酬等の総額には、当事業年度中に退任した取締役1名および監査役2名分が含まれております。
2. 上記報酬等の総額には、社外取締役を除く取締役に対する役員賞与支給のため、当事業年度中に計上した未払金41百万円が含まれております。
3. 上記報酬等の総額には、社外取締役を除く取締役に対して付与した、特定譲渡制限付株式による報酬に係る当事業年度の分の費用計上額10百万円が含まれております。

4 会計監査人に関する事項

(1) 会計監査人の名称 八重洲監査法人

(2) 当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額および監査役会が同意した理由

- ① 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号) 第2条第1項に規定する業務に基づく報酬
年額 45百万円

(注) 当社と会計監査人との間の監査契約において、会社法に基づく監査と金融商品取引法に基づく監査の監査報酬等の額を明確に区分しておらず、実質的にも区分できませんので、当事業年度に係る会計監査人の報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。

- ② 監査役会が会計監査人の報酬等の額について同意した理由

監査役会は、日本監査役協会が公表する「会計監査人との連携に関する実務指針」を踏まえ、監査項目別監査時間及び監査報酬の推移並びに過年度の監査計画と実績の状況を確認し、当事業年度の監査時間及び報酬額の見積りの算出根拠と算定内容の適切性・妥当性を検討した結果、会計監査人の報酬等につき、会社法第399条第1項の同意を行っております。

- ③ 「公認会計士法」(昭和23年法律第103号) 第2条第1項に規定する業務以外の業務に基づく報酬

年額 2百万円

(注) 当社が会計監査人に対して報酬を支払った「公認会計士法」(昭和23年法律第103号) 第2条第1項に規定する業務以外の業務の内容は、社債発行に係るコンフォートレター作成業務であります。

- ④ 当社および当社子会社が支払うべき金銭その他の財産上の利益の合計額

年額 59百万円

(注) 当社の子会社であるNAS TOA (THAILAND) CO.,LTD.は、当社の会計監査人以外の公認会計士の監査を受けております。

(3) 会計監査人の解任または不再任の決定の方針

会計監査人が会社法第340条第1項各号のいずれかに該当すると認められる場合、監査役会は監査役全員の同意により、会計監査人を解任いたします。

また、上記の場合のほか正当な理由がある場合には、監査役会は、株主総会に提案する会計監査人の解任または不再任に関する議案の内容を決定いたします。

5 業務の適正を確保するための体制および当該体制の運用状況

(1) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議事項

- ① 当社の取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ② 当社の使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ③ 当社の取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制
- ④ 当社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
- ⑤ 当社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
- ⑥ 当社並びにその親会社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制
 - イ 当社の子会社の取締役の職務の執行に係る事項の当社への報告に関する体制
 - ロ 当社の子会社の損失の危険の管理に関する規程その他の体制
 - ハ 当社の子会社の取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制
 - ニ 当社の子会社の取締役及び使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制
- ⑦ 財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制
- ⑧ 当社の監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項
- ⑨ 前号の使用人の取締役からの独立性に関する事項
- ⑩ 当社の監査役のその職務を補助すべき使用人に対する指示の実効性の確保に関する事項
- ⑪ 当社の監査役への報告に関する体制
 - イ 当社の取締役及び使用人が当社の監査役に報告をするための体制
 - ロ 当社の子会社の取締役、監査役、及び使用人又はこれらの者から報告を受けた者が当社の監査役に報告をするための体制
- ⑫ 前号の報告をした者が当該報告をしたことを理由として不利な取扱いを受けないことを確保するための体制
- ⑬ 当社の監査役の職務の執行について生ずる費用の前払又は償還の手続その他の当該職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項
- ⑭ その他当社の監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

(2) 業務の適正を確保するための体制の整備に関する取締役会の決議内容

・上記①及び②については、

当社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、常勤取締役を長とするコンプライアンス委員会により、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記③については、
当社は、「取締役会規程」等、業務執行のための社内諸規程において、関係法令等に基づく情報管理ルールを設定し、ITセキュリティを含めた、情報の適正な保存及び管理を行う体制を確立する。
- ・上記④については、
当社は、事業経営に伴い発生するリスクの状況を正確に把握し、適切な管理を行うための体制整備を目的とした「リスク管理規程」を制定する。また、すでに運用している重要なリスクに係る個別規程、並びにそれらの規程の円滑な運用を目的として設置した常設委員会の活動とあわせ、これらを効果的に運用し、リスクの適切な管理を行う。
- ・上記⑤については、
当社は、社内組織の円滑な活動を確保するため「業務分掌規程」、「経営会議規程」、「業務執行規程」により、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。加えて、取締役会の活性化・機能強化を図り、当社を取り巻く経営環境の変化やグローバル競争の激化に的確に対応するため執行役員制度を導入し、業務執行にかかる責任と役割を明確にして、経営意思決定・業務執行のさらなる迅速化を図る。また、代表取締役の直属組織である内部統制室により、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。
- ・上記⑥イについては、
当社は、企業集団を構成する各子会社等（「NASグループ」）に対して管理・指導すべき経営上の基本的事項、及び承認申請等の具体的運営手続きを定め、NASグループ内の重要な情報が漏れなく当社に伝達される体制を構築する。
- ・上記⑥ロについては、
NASグループ各社は、当社と共通の「リスク管理規程」を適用するとともに、必要に応じて、重要なリスクに係る個別規程を制定し、これらを効果的に運用することにより、リスクの適切な管理を行う。
- ・上記⑥ハについては、
NASグループ各社は、社内組織の円滑な活動を確保するため、各社の実態に応じて業務分掌や業務執行の基準を社内規程により定め、案件の重要度に応じた適切かつ迅速な経営上の意思決定を行う。また、当社内部統制室は、NASグループ各社を対象として、内部統制の有効性評価及び改善促進を目的とした業務監査等を行う。
- ・上記⑥ニについては、
NASグループ各社は、業務遂行に当たり、国内外の法令を遵守することはもとより、社会ルールを尊重し、良識ある企業活動を行う。また、当社及びNASグループ各社のコンプライアンス担当部署と連携し、法令に違反する、またはその恐れのある行為を防止する体制を確立する。

- ・上記⑦については、

当社は、財務計算に関する書類その他の情報が、当社の内外の者が当社の組織の活動を確認する上で極めて重要であり、その誤りは多くの利害関係者に対して不測の損害を与えるだけでなく、当社の組織に対する信頼を著しく失墜させることを深く認識し、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性確保に全社を挙げて取り組む。また、代表取締役は、財務計算に関する書類その他の情報の信頼性を確保するための体制を整備し、適切に運用するとともに、開示すべき重要な不備が発見された場合には、速やかにその是正措置を講じる。

- ・上記⑧については、

当社は、監査役から要請があれば、監査役の業務を補助すべき使用人を置くこととし、その人事並びに人事考課については、監査役の意見を聞くこととする。

- ・上記⑨及び⑩については、

当社は、当該使用人が他の職務との兼務である場合には、当該使用人の独立性に配慮するとともに当該使用人の監査役に係わる職務の遂行に支障を来たさない様特段の配慮をするものとする。

- ・上記⑪イ、ロについては、

当社は、監査役から請求があるときは、定期的及び必要の都度、監査役に報告すべき事項を具体的に列挙した覚書等を監査役との間で取り交わすものとする。上記の取決めに、子会社からの報告事項を含むものとする。また、監査役は、必要に応じて監査役会において、会計監査人又は取締役若しくはその他の者から定期的に報告を受ける。

- ・上記⑫については、

当社は前号の報告をした者が、当該報告をしたことを理由として、不利な取扱いを受けない様、「公益通報者保護制度」に準じた取扱いをするものとする。

- ・上記⑬及び⑭については、

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて、費用の前払又は清算手続が滞りなく処理されるよう努めるものとする。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力する。

(3) 業務の適正を確保するための体制の運用状況

- ・ 上記①及び②については、

当社は、法を守り社会規範を尊重する「コンプライアンス精神」の涵養に努める旨の「コンプライアンス宣言」を行い、当社HP上にて公開しております。また、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。「ヘルプライン規程」については、社内報にその概要を掲載することによって、定期的に従業員等に告知しております。原則として年2回開催されるコンプライアンス委員会において、企業倫理及び遵法精神に基づく企業行動の徹底を図るための重要方針を審議、立案するとともに、同委員会を中心に各部署と協同しつつ、それらを推進することとしております。

- ・ 上記③については、

当社は、所有する情報及び利用する情報システムの物理的、機能的安全性を確保するとともに、情報システムが保持する個人情報を含む社内情報の保護管理を徹底する目的で、「情報セキュリティポリシー」、「情報セキュリティ実施基準」、「秘密情報管理規程」、「情報システムセキュリティ管理規程」からなる情報セキュリティ関連諸規程を整備し、情報セキュリティ管理に対する当社の取り組み方針から営業秘密の保護、情報システムの持つ情報やデータの機密性、完全性、可用性の担保までルールを明確にして、インサイダー取引防止を含め、その効果的な運用の実施に努めております。

- ・ 上記④については、

当社は、複数の会議体において損失の危険に関して継続的に議論を実施している他、「リスク管理規程」及びその細則に基づき、リスクの定期的見直しを行い、その対応に努めております。また、環境、安全保障貿易管理、品質保証体制等に係る個別の規程を設けるとともに、これらの規程に基づき、各々の常設委員会の活動内容を、経営会議において定期的に報告しております。

- ・ 上記⑤については、

当社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、権限の委譲を明確にする一方、厳格な運用を実行しております。当社の当期末現在における執行役員は、取締役兼務者を含め、12名となっております。内部統制室では、経営会議において承認された監査計画に基づき、全部署を対象に定期的かつ継続的に業務監査を実施しております。また、監査の結果等につきましては、「監査規程」に基づき、経営会議に適宜報告しております。

- ・上記⑥イについては、
当社は、NASグループ各社の予算や決算案ほか経営上の重要事項について、「関係会社等経営管理規程」に基づく手続により、当社の承認を得ることとしております。
- ・上記⑥ロについては、
当社は、NASグループ各社の経営状況に関して定期的に議論する会議体を運用する他、環境、安全保障貿易管理、品質保証等に係る当社の各常設委員会におきまして、NASグループ各社における諸基準等の遵守状況を、定期的に確認しております。
- ・上記⑥ハについては、
NASグループ各社は、全部門を網羅した「業務執行基準」を定め、承認・決定を要する事項と権限の範囲を明確にしております。当社内部統制室が実施する業務監査の対象範囲にはNASグループ各社も含まれる旨を、当社「監査規程」に定めております。また、監査の結果等につきましては、当該NASグループ各社にも報告するとともに、当該結果をふまえた対応策を立案・実施しております。
- ・上記⑥ニについては、
NASグループ各社は、すべての役員及び社員が遵守すべき事項として「行動規範」を制定し、「ヘルプライン規程」において内部通報の対象に「行動規範に違反する行為」を含める旨規定し、もってかかる行為の防止に努めております。NASグループ各社は、原則として年2回開催される当社コンプライアンス委員会に、各社コンプライアンス担当者をオブザーバーとして出席させております。また、NASグループ各社は、社内に設けている「ヘルプライン規程」において、当社監査役や内部統制室等を通報窓口として規定しております。
- ・上記⑦については、
当社は、「財務報告に係る内部統制規程」を制定し、同規程に基づき、関連する部署より選任した担当者からなる内部統制評価チームを設け、当社における財務報告に係る内部統制の整備・運用及び評価を円滑に推進するよう努めております。内部統制評価チームは、同規程に基づき作成し代表取締役の承認を得た計画書において、開示すべき重要な不備に該当する場合の金額的重要性の判断基準を定め、かかる不備があることを把握した場合は、代表取締役に当該内容を報告することとしております。
- ・上記⑧については、
当社は、監査役の業務を補助すべき使用人（内部統制室兼務 1名）を設置しております。
- ・上記⑨及び⑩については、
現状専任とはなっておりませんが、監査役補助業務が優先的に行われるよう配慮しております。

- ・上記⑪イ、ロについては、

監査役と会計監査人は監査計画を相互に提出し合い、監査役は四半期ごとに会計監査人から監査の方法及び監査の結果に関し報告・説明を受けるとともに、監査役が実施した業務監査の結果を会計監査人へ報告・説明を行い、それぞれの内容に関し意見交換を実施しております。取締役の職務執行等に関しては、社外取締役を含む取締役会による監督並びに監査役（社外監査役を含み、監査役会を組織）による監査を行っております。また、子会社の取締役および監査役とも定期的な会議、面談を実施しております。

- ・上記⑫については、

当社は、公益通報をした者に対する不利益取り扱いを禁じた「ヘルプライン規程」において、監査役を通報窓口のひとつとして設定し、当該報告者が「公益通報者」として取り扱われる仕組みとしております。

- ・上記⑬及び⑭については、

当社は、監査役の職務の執行について生ずる費用については、監査役の請求に応じて滞りなく処理しております。また、監査役会が必要と認めた業務監査の実施にあたっては、当社の取締役及び使用人はこれに協力しております。

6 株式会社の支配に関する基本方針

(1) 当社の財務および事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針の内容の概要

当社は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者は、当社の企業理念、当社の企業価値の様々な源泉および当社を支える各利害関係者との信頼関係を十分に理解した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を中長期的に確保しまたは向上させることを真摯に目指す者でなければならないと考えております。したがって、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為を行う者は、当社の財務および事業の方針の決定を支配する者として不適切であると考えます。

(2) 基本方針の実現に資する特別な取組みの概要

当社は、「Ⅰ．社会に進歩と充実をもたらす、すぐれた商品を提供すること」、「Ⅱ．自主独立を基本に、創造と効率を両輪として、あくなき発展と向上を追求すること」、および「Ⅲ．当社と共に歩むものの幸福を増進し、より大きな働き甲斐のある場を社会に提供すること」を経営理念に掲げ、また、『新しい価値の創造に挑戦し、世界の市場で魅力あるステンレス特殊鋼メーカーとなる』ことを企業ビジョンとしております。

また、当社の企業価値の向上には、技術力・開発力の更なる向上とともに、技術とノウハウを有する従業員等の継続的な確保・育成、安定的な原料調達の確保、取引先その他の利害関係者との強固な信頼関係の維持等が不可欠であると考えます。

当社は、上記の経営理念および企業ビジョン、ならびに当社の企業価値の源泉についての考え方に基づき、2019年度を最終年度とする「中期経営計画2017」を策定し、高機能材事業と一般材事業を両輪に国内外において競争力あるステンレス特殊鋼メーカーとして勝ち抜くための諸施策を実行してまいりました。その結果、2017年度からの3年間合計で連結経常利益179億円（「中期経営計画2017」3年間計画合計170億円）を計上するなど、収益面では一定程度の成果をあげることができました。一方、この3年間において、中国経済のプレゼンス拡大とその成長鈍化、環境問題・地球温暖化対応の鮮明化、国内における人口減少に伴う労働力不足の慢性化など、事業環境は大きく変化してきており、当社グループが今後も持続的に成長していくためには乗り越えるべき課題が山積している状況にあります。

こうした事業環境の構造変化を踏まえて、当社グループが2025年の当社創立100周年、さらには、その先もレジリエント（困難な状況に直面した際の強靱さや回復力がある）かつ持続的な成長を遂げるために、2020年度からの3か年で実行すべき施策を『中期経営計画2020』として取り纏めました。

【「中期経営計画2020」の概要】

1. 「中期経営計画2020」での目指す姿

「業界トップレベルの品質・納期・対応力で信頼され続けるグローバルサプライヤー」

2. 「中期経営計画2020」の基本戦略

①環境エネルギー・インフラ分野を中心とした産業素材での顧客ニーズへの対応、社会への貢献

<主要施策>

- ・環境エネルギー分野への深耕による高機能材拡販
- ・一般材事業における顧客基盤の強化、収益基盤の強化
- ・中国JV活用による製品アイテムの拡充

②戦略設備投資の実行と技術力の更なる向上による競争力強化

<主要施策>

- ・高効率電気炉設備をはじめとした設備機能刷新、製造ネック工程の改善による生産性向上
- ・高機能材コア技術の強化、拡充
- ・リサイクル原料の活用による環境配慮型ニッケル製錬技術の確立

③強固かつ自立した事業基盤をベースとした環境・社会との共生

<主要施策>

- ・多様な人材の確保、福利厚生の充実
- ・安全、安定稼働の前提となる設備老朽対応
- ・作業環境改善、省力化、省エネルギー投資の実行、AI・IoTの活用
- ・事業展開や環境変化に対応した財務基盤強化
- ・ステークホルダーとの信頼関係構築
- ・グループ全体での最適化に向けた連結経営の深化

④上記戦略を通じたESG課題への対応

※達成目標等の数値計画につきましては、新型コロナウイルスに係る予測が困難であるため、今後内容を精査の上、適切な時期に改めて開示することを予定しております。

- (3) 基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みの概要

当社は、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、以下の当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（以下「本対応方針」といいます。）を導入しております。

本対応方針の内容の詳細につきましては、下記の当社ウェブサイトをご参照ください。

(http://www.nyk.co.jp/pdf/investors/protect/protection_170509.pdf)

① 大規模買付ルールの設定

(ア) 対抗措置の発動の対象となる大規模買付行為

本対応方針においては、(i) 当社が発行者である株券等について、保有者の株券等保有割合の合計が20%以上となる買付け、(ii) 当社が発行者である株券等について、公開買付けに係る株券等の株券等所有割合およびその特別関係者の株券等所有割合の合計が20%以上となる公開買付けに該当する行為またはこれらに類似する行為（但し、当社取締役会が予め承認したものを除きます。このような行為を以下「大規模買付行為」といい、大規模買付行為を行いまたは行おうとする者を以下「大規模買付者」といいます。）がなされ、またはなされようとする場合には、本対応方針に基づく対抗措置が発動されることがあります。

(イ) 大規模買付意向表明書の当社への事前提出

大規模買付者には、大規模買付行為に先立ち、当社に対して、本対応方針に定められた手続（以下「大規模買付ルール」といいます。）に従って大規模買付行為を行う旨の誓約等を記載した大規模買付意向表明書を提出していただきます。

(ウ) 大規模買付情報の提供

上記（イ）の大規模買付意向表明書をご提出いただいた場合には、大規模買付者には、当社に対して、大規模買付行為に対する株主の皆様のご判断および当社取締役会の評価・検討等のために必要且つ十分な情報（以下「大規模買付情報」といいます。）を提供していただきます。

当社取締役会は、大規模買付ルールの迅速な運営を図る観点から、当初提供していたくべき情報を記載した大規模買付情報リストの発送後60日間を、当社取締役会が大規模買付者に対して大規模買付情報の提供を要請し、大規模買付者が情報の提供を行う期間（以下「情報提供要請期間」といいます。）として設定し、情報提供要請期間が満了した場合には、大規模買付情報が十分に揃わない場合であっても、その時点で当社取締役会は大規模買付情報の提供に係る大規模買付者とのやり取りを打ち切り、直ちに取締役会評価期間（下記（エ）にて定義されます。）を開始するものとします。

また、当社は、大規模買付情報の提供が完了したと当社取締役会が合理的に判断したときには、速やかにその旨を大規模買付者に通知（以下「情報提供完了通知」といいます。）します。

(エ) 取締役会評価期間の設定等

当社は、外部専門家等の助言を得た上で、情報提供完了通知を行った日または情報提供要請期間が満了した日から、60日以内で合理的に必要な期間を、当社取締役会による評価、検討、交渉、意見形成および代替案立案のための期間（以下「取締役会評価期間」といいます。）として設定します。

大規模買付者は、取締役会評価期間の経過後においてのみ、大規模買付行為を開始することができるものとします。

② 大規模買付行為がなされた場合における対応方針

(ア) 対抗措置発動の条件

大規模買付者が大規模買付ルールに従わずに大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合、または、大規模買付者が大規模買付ルールに従って大規模買付行為を行いまたは行おうとする場合であっても、当該大規模買付行為が濫用的な買付行為であると認められる場合には、当社取締役会は、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重した上で、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させるために必要且つ相当な対抗措置を発動することがあります。

また、当社取締役会は、(i) 対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認するための株主総会（以下「株主意思確認株主総会」といいます。）を招集し、対抗措置の発動の是非につき株主の皆様のご意思を確認することが適切であると判断した場合は、または (ii) 特別委員会が株主意思確認株主総会を招集することを勧告した場合には、株主意思確認株主総会を招集し、対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができますものとします。大規模買付者は、当社取締役会が株主意思確認株主総会を招集することを決定した場合には、当該株主意思確認株主総会終結時まで、大規模買付行為を開始することができないものとします。

(イ) 対抗措置の内容

本対応方針における対抗措置としては、原則として、新株予約権の無償割当てを行います。

③ 本対応方針の合理性および公正性を担保するための制度および手続

(ア) 特別委員会の設置および諮問等の手続

取締役会評価期間を延長するか否か、対抗措置を発動するか否か、および発動した対抗措置を維持するか否かについては、当社取締役会が最終的な判断を行います。その判断の合理性および公正性を担保するために、当社は、当社取締役会から独立した組織として、特別委員会規則に基づき、特別委員会を設置しております。

当社取締役会が対抗措置を発動する場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、特別委員会に対して対抗措置の発動の是非について諮問し、その勧告を最大限尊重するものいたします。

(イ) 本対応方針の導入に関する株主の皆様のご意思の確認

本対応方針は、2017年6月28日開催の当社第135期定時株主総会において、出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されております。

(ウ) 対抗措置の発動に関する株主の皆様のご意思の確認

所定の場合には、当社取締役会は、対抗措置の発動に先立ち、当該対抗措置を発動するか否かについて、株主の皆様のご意思を確認するために、株主意思確認株主総会を招集し、大規模買付者に対して対抗措置を発動するか否かのご判断を株主の皆様に行っていただくことができるものとしております。

(エ) 本対応方針の有効期間、廃止および変更

本対応方針の有効期間は、2020年6月に開催予定の当社第138期定時株主総会の終結時までといたします。

なお、かかる有効期間の満了前であっても、(i) 当社株主総会において本対応方針を廃止もしくは変更する旨の議案が承認された場合、または、(ii) 当社取締役会において本対応方針を廃止する旨の決議が行われた場合には、本対応方針はその時点で廃止または変更されるものとします。また、かかる有効期間の満了前であっても、(iii) 2017年6月28日開催の当社第135期定時株主総会の終結後に開催される毎年の定時株主総会の終結直後に開催される取締役会において、本対応方針の継続について審議することとし、当該取締役会において、本対応方針の継続を承認する旨の決議がなされなかった場合には、本対応方針はその時点で廃止されるものとします。

(4) 上記(2)の取組みについての取締役会の判断

当社は、多数の投資家の皆様に中長期的に継続して当社に投資していただくため、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させるための取組みとして、上記(2)の取組みを実施しております。上記(2)の取組みの実施を通じて、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を向上させ、それを当社株式の価値に適正に反映させていくことにより、上記のような当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模な買付行為は困難になるものと考えられ、上記(2)の取組みは、上記(1)の基本方針の実現に資するものであると考えております。

したがって、上記(2)の取組みは上記(1)の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

(5) 上記 (3) の取組みについての取締役会の判断

上記 (3) の取組みは、大規模買付行為を行おうとする大規模買付者に対して十分な情報の提供と十分な検討等の期間の確保を要請したにもかかわらず、かかる要請に応じない大規模買付者に対して、または、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を著しく損なう大規模買付行為を行いもしくは行おうとする大規模買付者に対して、対抗措置を発動できることとしています。したがって、本対応方針は、これらの大規模買付者による大規模買付行為を防止するものであり、本対応方針の導入は、上記 (1) の基本方針に照らして不適切な者によって当社の財務および事業の方針の決定が支配されることを防止するための取組みであります。また、上記 (3) の取組みは、当社の企業価値ひいては株主の皆様の共同の利益を確保しまたは向上させることを目的として、大規模買付者に対して、当該大規模買付者が実施しようとする大規模買付行為に関する必要な情報の事前の提供、およびその内容の評価・検討等に必要な期間の確保を求めるために実施されるものです。さらに、上記 (3) の取組みにおいては、株主意思の重視（株主総会決議とサンセット条項）、合理的且つ客観的な対抗措置発動要件の設定、特別委員会の設置等の当社取締役会の恣意的な判断を排し、上記 (3) の取組みの合理性を確保するための様々な制度および手続が確保されているものであります。

したがって、上記 (3) の取組みは上記 (1) の基本方針に沿うものであり、株主の皆様の共同の利益を損なうものではなく、また、当社の役員の地位の維持を目的とするものではないと考えております。

- ※ 当社は、2020年5月8日開催の当社取締役会において、同年6月25日開催予定の当社第138期定時株主総会において出席株主の皆様の議決権の過半数のご賛同を得て承認可決されることを条件として、上記定時株主総会の終結時に有効期間が満了する本対応方針に替えて、本対応方針の内容を一部変更した「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）」（以下「新対応方針」といいます。）を新たに導入することを決議しております。新対応方針の詳細につきましては、前記の株主総会参考書類の第5号議案「当社株式の大規模買付行為に関する対応方針（買収防衛策）継続の件」をご参照ください。

連結貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	74,587	流動負債	64,029
現金及び預金	17,491	支払手形及び買掛金	16,853
受取手形及び売掛金	20,404	短期借入金	32,607
商品及び製品	9,887	一年内償還予定の社債	154
仕掛品	18,298	一年内返済予定の長期借入金	6,037
原材料及び貯蔵品	7,557	未払法人税等	508
その他の他	1,201	未払消費税等	999
貸倒引当金	△252	賞与引当金	1,346
固定資産	83,942	役員賞与引当金	3
有形固定資産	78,563	事業整理損失引当金	27
建物及び構築物	11,061	その他の他	5,496
機械装置及び運搬具	25,575	固定負債	43,409
土地	38,670	社債	5,077
建設仮勘定	1,340	長期借入金	20,000
その他の他	1,917	繰延税金負債	5,590
無形固定資産	1,123	再評価に係る繰延税金負債	918
ソフトウェア	808	退職給付に係る負債	10,316
その他の他	316	環境対策引当金	267
投資その他の資産	4,256	金属鉱業等鉱害防止引当金	5
投資有価証券	3,481	その他の他	1,236
繰延税金資産	149	負債合計	107,437
その他の他	650	(純資産の部)	
貸倒引当金	△25	株主資本	48,582
繰延資産	39	資本金	24,301
社債発行費	39	資本剰余金	9,542
資産合計	158,568	利益剰余金	15,474
		自己株式	△736
		その他の包括利益累計額	2,544
		その他有価証券評価差額金	688
		繰延ヘッジ損益	△1
		土地再評価差額金	1,720
		為替換算調整勘定	137
		非支配株主持分	5
		純資産合計	51,131
		負債・純資産合計	158,568

連結損益計算書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目					金 額	
売上	売上	売上	原価	高価		136,373
販売	販売	販売	総一般	価利		116,839
費	費	費	管	理		19,534
業	業	業	収	利		11,696
業	業	業	取	益		7,838
受	受	受	配	利	2	
持	持	持	る	当	115	
固	固	固	投	資	19	
そ	そ	そ	賃	貸	89	
営	営	営	の	他	70	294
支	支	支	費	用		
手	手	手	利	却	578	
為	為	為	差	却	62	
固	固	固	除	却	29	
売	売	売	割		217	
環	環	環	策		180	
そ	そ	そ	の		232	
経	経	経	利	益	491	1,790
特	特	特	利	益		6,342
固	固	固	産	却	8	8
特	特	特	損	失		
投	投	投	証	券	62	
減	減	減	損	評	57	
災	災	災	よ	損	87	206
税	税	税	前	当		6,144
金	金	金	当	期		
等	等	等	純	利		
調	調	調	整	整		
整	整	整	純	利		
法	法	法	税	及		
人	人	人	等	調		
法	法	法	調	整		
当	当	当	純	利		
非	非	非	利	益		
支	支	支	当	期		
配	配	配	純	利		
株	株	株	当	期		
主	主	主	純	利		
に	に	に	利	益		
帰	帰	帰	益	税		
属	属	属	額	額		
す	す	す	益	益		
る	る	る	益	益		
当	当	当	益	益		
期	期	期	益	益		
純	純	純	益	益		
利	利	利	益	益		
益	益	益	益	益		

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

連結株主資本等変動計算書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資 本 金	資 本 剰 余 金	利 益 剰 余 金	自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
当 期 首 残 高	24,301	9,542	11,047	△141	44,749
当 期 変 動 額					
剰 余 金 の 配 当	－	－	△920	－	△920
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	5,325	－	5,325
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△624	△624
自 己 株 式 の 処 分	－	－	△2	29	27
土地再評価差額金の取崩	－	－	25	－	25
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	4,428	△595	3,833
当 期 末 残 高	24,301	9,542	15,474	△736	48,582

	そ の 他 の 包 括 利 益 累 計 額					非 株 主 支 持 分	純 資 産 合 計
	その他有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ損益	土地再評価 差 額 金	為 替 換 算 調 整 勘 定	その他の包括利益 累計額合計		
当 期 首 残 高	1,276	△1	1,745	166	3,186	5	47,940
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	－	－	－	△920
親会社株主に帰属する 当 期 純 利 益	－	－	－	－	－	－	5,325
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	－	△624
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	－	－	－	27
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	－	－	－	25
株主資本以外の項目の 当 期 変 動 額 (純 額)	△589	0	△25	△29	△642	0	△642
当 期 変 動 額 合 計	△589	0	△25	△29	△642	0	3,191
当 期 末 残 高	688	△1	1,720	137	2,544	5	51,131

貸借対照表

(2020年3月31日現在)

(単位：百万円)

科 目	金 額	科 目	金 額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	59,696	流動負債	53,836
現金及び預金	13,964	支払手形	2,775
受取手形	6,642	電記簿債	3,663
売掛金	8,572	短期借入金	7,186
商品及び製品	5,325	一年内償還予定の社債	25,959
仕掛品	17,569	一年内返済予定の長期借入金	154
原材料及び貯蔵品	6,513	リース債	5,605
短期貸付金	430	未払金	450
その他の	680	未払費用	1,338
固定資産	80,741	未払法人税等	2,078
有形固定資産	70,014	預り金	409
建物	7,792	賞与引当金	1,380
構築物	2,379	その他の負債	789
機械及び装置	23,565	固定負債	2,051
工具器具及び備品	310	社定期借入金	40,513
土地	34,372	繰上債	5,077
リース資産	748	繰延税金負債	19,085
建設仮勘定	830	繰延税金負債	702
その他の	18	繰延税金負債	6,689
無形固定資産	998	繰延税金負債	404
ソフトウェア	710	退職給付引当金	7,945
その他の	288	環境対策引当金	267
投資その他の資産	9,729	金属鉱業等鉱害防止引当金	5
投資有価証券	2,611	資産除却債	1
関係会社株式	6,622	その他の	337
関係会社出資金	119	負債合計	94,349
その他の	379	(純資産の部)	
貸倒引当金	△3	株主資本	44,953
繰延資産	39	資本剰余金	24,301
社債発行費	39	資本準備金	9,542
資産合計	140,476	利益剰余金	9,542
		その他の利益剰余金	11,839
		繰越利益剰余金	11,839
		自己株式	△729
		評価・換算差額等	1,174
		その他有価証券評価差額金	526
		土地再評価差額金	648
		純資産合計	46,127
		負債・純資産合計	140,476

招集通知

株主総会参考書類

事業報告

連結計算書類

計算書類

監査報告書

損 益 計 算 書

(自 2019年 4 月 1 日)
(至 2020年 3 月31日)

(単位：百万円)

科 目										金 額	
売 上	高 価										111,472
売 上	原 価										98,664
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費	総 利 益										12,808
営 業 外 収 益	利 益										6,994
受 取 利 息 及 び 配 当 金	利 益										5,814
固 定 資 産 の 賃 貸 料 他	利 益										809
営 業 外 費 用	利 益										
支 払 替 利 差 損 損 費 他	利 益										
為 替 形 資 産 対 利 益	利 益										
手 固 定 資 産 除 却 策	利 益										
環 境 常 利 益	利 益										
そ の 他 利 益	利 益										
特 別 利 益	利 益										
特 別 利 益	利 益										
減 災 害 損 失 損 失 損 失	利 益										
投 資 有 価 証 券 評 価 損 益	利 益										
税 引 前 当 期 純 利 益	利 益										
法 人 税、 住 民 税 及 び 事 業 税	利 益										
法 人 税 等 調 整 額	利 益										
当 期 純 利 益	利 益										

株主資本等変動計算書

(自 2019年4月1日)
(至 2020年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本						
	資本金	資 本 剰 余 金		利 益 剰 余 金		自 己 株 式	株 主 資 本 合 計
		資本準備金	資本剰余金 合 計	その他利益 剰 余 金 繰 越 利 益 剰 余 金	利益剰余金 合 計		
当 期 首 残 高	24,301	9,542	9,542	8,284	8,284	△134	41,993
当 期 変 動 額							
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△920	△920	－	△920
当 期 純 利 益	－	－	－	4,452	4,452	－	4,452
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	－	－	△623	△623
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	△2	△2	29	27
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	25	25	－	25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	－	－	－	－	－	－	－
当 期 変 動 額 合 計	－	－	－	3,555	3,555	△595	2,960
当 期 末 残 高	24,301	9,542	9,542	11,839	11,839	△729	44,953

	評 価 ・ 換 算 差 額 等			純 資 産 合 計
	そ の 他 有 価 証 券 評 価 差 額 金	土 地 再 評 価 差 額 金	評 価 ・ 換 算 差 額 等 合 計	
当 期 首 残 高	1,038	672	1,710	43,703
当 期 変 動 額				
剰 余 金 の 配 当	－	－	－	△920
当 期 純 利 益	－	－	－	4,452
自 己 株 式 の 取 得	－	－	－	△623
自 己 株 式 の 処 分	－	－	－	27
土地再評価差額金の取崩	－	－	－	25
株主資本以外の項目の 当期変動額（純額）	△512	△25	△536	△536
当 期 変 動 額 合 計	△512	△25	△536	2,424
当 期 末 残 高	526	648	1,174	46,127

連結計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

2020年5月14日

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 渡邊 考志 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 高城 慎一 ㊞

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、日本冶金工業株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
 - ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

計算書類に係る会計監査報告

独立監査人の監査報告書

日本冶金工業株式会社
取締役会 御中

2020年5月14日

八重洲監査法人

東京都千代田区

代表社員 公認会計士 渡邊 考志 ㊞
業務執行社員

業務執行社員 公認会計士 高城 慎一 ㊞

業務執行社員 公認会計士 辻田 武司 ㊞

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、日本冶金工業株式会社の2019年4月1日から2020年3月31日までの第138期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、すべての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
 - ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
 - ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
 - ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
 - ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- 監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以 上

監査役会の監査報告

監 査 報 告 書

当監査役会は、2019年4月1日から2020年3月31日までの第138期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告致します。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた「監査役監査基準」に準拠し、監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部統制室その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で調査並びに監査を実施致しました。
 - ①取締役会及び経営会議その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類である甲決定書等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査致しました。子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、定期的に子会社からの事業の報告を受け、また子会社に赴き業務及び財産の状況を調査致しました。
 - ②事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及びその子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制(内部統制システム)について、監査役会が定めた「内部統制システムに係る監査の実施基準」に準拠し、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明致しました。
 - ③事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号イの基本方針及び同号ロの各取組みについては、取締役会その他における審議の状況等を踏まえ、その内容について検討を加えました。
 - ④会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」(会社計算規則第131条各号に掲げる事項)を「監査に関する品質管理基準」(平成17年10月28日企業会計審議会)等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類(貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表)及びその附属明細書並びに連結計算書類(連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表)について検討致しました。

2. 監査の結果

(1) 事業報告等の監査結果

- ①事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
- ②取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
- ③内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。さらに、その運用については、要求されているレベルに対して、着実な改善が図られていると認めます。監査役会としては、今後更なる改善努力を期待し、引続き監視及び検証を実施致します。
- ④事業報告に記載されている会社の財務及び事業の方針の決定を支配する者の在り方に関する基本方針については、指摘すべき事項は認められません。事業報告に記載されている会社法施行規則第118条第3号口の各取組みは、当該基本方針に沿ったものであり、当社の株主共同の利益を損なうものではなく、かつ、当社の会社役員の地位の維持を目的とするものではないと認めます。

(2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

(3) 連結計算書類の監査結果

会計監査人八重洲監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2020年5月22日

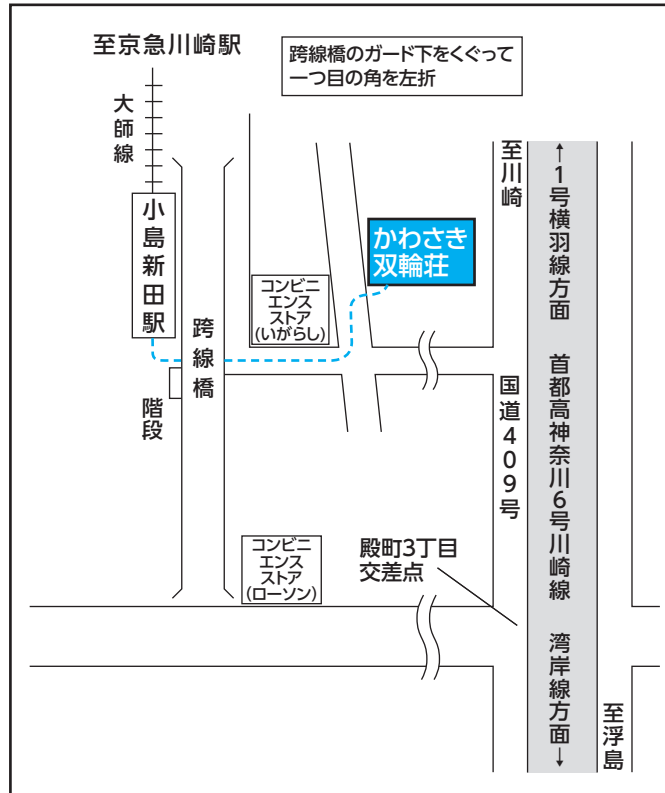
日本冶金工業株式会社 監査役会

常勤監査役	小林靖彦 ㊞
常勤監査役	木内康裕 ㊞
監査役 (社外監査役)	岸木雅彦 ㊞
監査役 (社外監査役)	谷謙二 ㊞

以上

第138期 定時株主総会会場 ご案内略図

会場 神奈川県川崎市川崎区江川二丁目8番14号
かわさき双輪荘 1階



京浜急行 大師線 小島新田駅 徒歩2分

※会場には駐車場のご用意はございませんので、ご来場にあたりましては、公共交通機関のご利用をお願い申し上げます。